AEON

第90期 定時株主総会
招集ご通知

2014年3月1日から2015年2月28日まで

株主総会参考書類
招集ご通知添付書類
- ●事業報告
- ●連結計算書類
- ●計算書類
- ●監査報告

開催情報

日時：2015年5月27日（水曜日）
午前 9 時 受付開始
午前10時 開会

場所：千葉市美浜区中瀬2丁目1番地
幕張メッセ国際展示場5ホール

イオン株式会社
証券コード：8267

招集ご通知

証券コード 8267

2015年4月28日

株主の皆さまへ

千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
イオン株式会社
取締役
代表執行役社長 岡 田 元 也

第90期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第90期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2015年5月26日（火曜日）午後6時までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日　　時　2015年5月27日（水曜日）午前10時

2. 場　　所　千葉市美浜区中瀬2丁目1番地　幕張メッセ国際展示場5ホール

3. 目的事項

【報告事項】
1. 第90期（2014年3月1日から2015年2月28日まで）事業報告、連結計算書類ならびに計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

【決議事項】

第1号議案　取締役9名選任の件

第2号議案　当社株式の大量取得行為に関わる対応方針（買収防衛策）継続の件

以 上

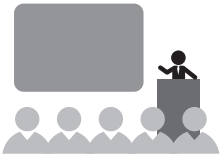
■「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。
なお、会計監査人が監査した連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。
また、監査委員会が監査した事業報告、連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。

■事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（http://www.aeon.info/）

議決権行使に関するお願い

A 当日ご出席の場合



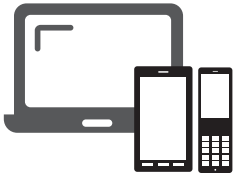
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)
また、議事資料として本冊子をご持参ください。

B 書面による議決権の行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、2015年5月26日(火曜日)午後6時までに到着するようご返送ください。

C インターネット等による議決権の行使の場合



インターネット等による議決権行使のご案内(66頁)をご参照の上、パソコンから議決権行使ウェブサイト(http://www.web54.net)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、2015年5月26日(火曜日)午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。

■インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は後に到着したものを、同一の日に到着した場合はインターネットを有効とします。

目　次

招集ご通知 …… 1

株主総会参考書類 …… 3

(添付書類)
事業報告 ……27

連結計算書類
連結貸借対照表……53
連結損益計算書……54
連結株主資本等変動計算書……55

計算書類
貸借対照表……56
損益計算書……57
株主資本等変動計算書……58

監査報告
会計監査人の連結計算書類に係る監査報告 …59
監査委員会の連結計算書類に係る監査報告 …60
会計監査人の監査報告……61
監査委員会の監査報告……62

ご参考
委員会委員就任予定者および執行役候補者 …65
インターネット等による議決権行使のご案内 …66
株主メモ……67
配当金について……68
株主優待制度のご案内……69

【イオン歴史館のご案内】

イオン本社ビルの低層棟2階にあるイオン歴史館を株主総会当日の2015年5月27日(水曜日)12:00～15:00まで、株主さまに公開させていただきます。株主総会終了後は、イオンの歴史の中で磨かれ、確立された理念の意義と真髄を伝えるイオン歴史館に是非お立ち寄りください。

【イオンモール幕張新都心のご案内】

株主総会終了後は、イオンモール幕張新都心へご案内いたします。イオンの旗艦店であるイオンモール幕張新都心を是非ご体感いただきますようお願い申し上げます。なお、株主総会当日、イオンモール幕張新都心の駐車場は無料にてご利用いただけます。

※本年より、株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議案および参考事項

第1号議案　取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役9名全員は任期満了となります。つきましては指名委員会の決定に基づき取締役9名の選任をお願いするものです。

なお、取締役候補者9名のうち過半数の5名が社外取締役候補者であり、いずれの社外取締役候補者も東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしています。

1 横尾（よこお） 博（ひろし）　再任

生年月日	1950年12月27日	所有する当社の株式数	9,800株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1974年 4 月　当社入社 1989年 4 月　ミニストップ株式会社取締役 1993年 5 月　同社常務取締役 1999年 5 月　同社専務取締役 2000年 5 月　同社代表取締役社長 2008年 5 月　同社取締役会長 2008年 8 月　当社執行役　戦略的小型店事業最高経営責任者 2010年 3 月　当社執行役　戦略的小型店事業最高経営責任者兼グループ商品・商品改革最高責任者 2011年 3 月　当社専務執行役 2012年 3 月　当社専務執行役　社長補佐　戦略的小型店事業最高経営責任者兼グループ商品最高責任者 2013年 3 月　当社専務執行役　社長補佐　グループ商品最高責任者 2014年 5 月　当社取締役兼取締役会議長（現任）		
特別の利害関係	横尾　博氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

2 岡田（おかだ） 元也（もとや）　再任

生年月日	1951年 6 月17日	所有する当社の株式数	2,469,796株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1979年 3 月　当社入社 1990年 5 月　当社取締役 1992年 2 月　当社常務取締役 1995年 5 月　当社専務取締役 1997年 6 月　当社代表取締役社長 2003年 5 月　当社取締役兼代表執行役社長 2012年 3 月　当社取締役兼代表執行役社長　グループCEO（現任）		
特別の利害関係	岡田元也氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

3 森（もり） 美樹（よしき）　再任

生年月日	1950年 9 月16日	所有する当社の株式数	24,300株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1973年 3 月　当社入社 1984年 5 月　日本クレジットサービス株式会社（現　イオンフィナンシャルサービス株式会社）取締役 1992年 5 月　同社常務取締役 1994年 5 月　同社専務取締役 1995年 5 月　同社代表取締役社長 2003年 5 月　当社取締役 2007年 4 月　当社取締役兼総合金融事業EC議長 2008年 8 月　当社取締役兼執行役　総合金融事業最高経営責任者 2010年 3 月　当社取締役兼代表執行役副社長　総合金融事業共同最高経営責任者 2012年 3 月　当社取締役兼代表執行役副社長　グループCOO兼総合金融事業共同最高経営責任者 2013年 3 月　当社取締役兼代表執行役副社長　グループCOO兼グループ財務最高責任者 2014年 5 月　当社取締役兼代表執行役副社長　グループCOO（現任）		
特別の利害関係	森　美樹氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

4 豊島（とよしま） 正明（まさあき）　再任

生年月日	1952年 1 月 1 日	所有する当社の株式数	38,500株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1974年 3 月　当社入社 2002年 5 月　当社取締役 2003年 5 月　当社執行役 2005年 5 月　当社常務執行役 2006年 5 月　当社専務執行役 2008年 8 月　当社執行役　GMS事業最高経営責任者兼グループ財務最高責任者 2010年 5 月　当社執行役　ディベロッパー事業最高経営責任者 2011年 3 月　当社専務執行役　ディベロッパー事業最高経営責任者 2011年 5 月　当社取締役兼専務執行役　ディベロッパー事業最高経営責任者 2012年 3 月　当社取締役兼専務執行役　社長補佐　事業開発最高責任者 2014年 3 月　当社取締役兼専務執行役　事業開発最高責任者兼都市シフト推進責任者 2015年 2 月　当社取締役兼執行役　事業開発担当（現任）		
特別の利害関係	豊島正明氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

【社外取締役候補者】

当社は、経営の透明性と客観性を担保するために監査委員会・指名委員会・報酬委員会の3委員会を設置する「委員会設置会社(注1)」を経営統治形態としています。次に掲げる社外取締役候補者は、指名委員会が定めた社外取締役の独立性等の要件を満たしており、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

(社外取締役の選定基準)

1. 過去・現在を通じて、当社または子会社の経営執行をする取締役・執行役または支配人その他使用人となったことがないこと。
2. 当社の基本理念・行動規範等の考え方を共有いただけること。
3. 最高経営責任者等経営者としての豊かな経験、もしくはそれに準ずる経験・知見を有すること。
4. 当社の経営陣から独立した判断を下すことができること。
5. 当社の取締役会および担当委員会におおよその出席が可能なこと。

5 生田(いくた) 正治(まさはる)

再任　社外取締役就任年数　6年　社外取締役候補者　独立役員候補者

生年月日	1935年 1 月19日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1957年 4 月　三井船舶株式会社(現　株式会社商船三井)入社 1987年 6 月　同社取締役 1994年 6 月　同社代表取締役社長 2000年 6 月　同社代表取締役会長 2003年 4 月　日本郵政公社総裁 2007年 4 月　株式会社商船三井相談役 2008年 6 月　テルモ株式会社社外取締役 2008年 6 月　ソースネクスト株式会社社外取締役(現任) 2009年 5 月　当社社外取締役(現任) 2010年 2 月　株式会社商船三井最高顧問 2014年 6 月　名古屋港埠頭株式会社代表取締役社長(現任)		
社外取締役候補者の選定理由	生田正治氏は、豊富な経営者経験および幅広い見識等を有しておられ、経営者としてのバランス感覚を活かして、コーポレート・ガバナンス等の向上についてご指導をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。		
特別の利害関係	生田正治氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

6 末吉 竹二郎（すえよし たけじろう）

再任　社外取締役就任年数　6年　社外取締役候補者　独立役員候補者

生年月日	1945年１月３日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1967年４月　株式会社三菱銀行（現　株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 1994年６月　同行取締役 1996年４月　東京三菱銀行信託会社（ニューヨーク）頭取 1998年６月　日興アセットマネジメント株式会社副社長 2003年７月　国際連合環境計画・金融イニシアチブ特別顧問（現任） 2007年６月　株式会社鹿児島銀行社外監査役（現任） 2007年７月　一般社団法人日本カーボンオフセット代表理事 2009年５月　当社社外取締役（現任） 2010年６月　株式会社エフピコ社外取締役（現任） 2011年８月　公益財団法人自然エネルギー財団代表理事副理事長（現任） 2013年５月　一般社団法人グリーンファイナンス推進機構代表理事（現任）		
社外取締役候補者の選定理由	末吉竹二郎氏は、国際的な環境問題、企業の社会的責任に関する見識と豊富な経験等を有しておられ、環境保全・社会貢献に対する企業の役割等についてご指導をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。		
特別の利害関係（注2）	末吉竹二郎氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

7 但木 敬一（ただき けいいち）

再任　社外取締役就任年数　6年　社外取締役候補者　独立役員候補者

生年月日	1943年７月１日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1969年４月　東京地方検察庁検事任官 1984年３月　法務大臣官房司法法制調査部参事官 1997年12月　法務大臣官房長 2002年１月　法務事務次官 2004年６月　東京高等検察庁検事長 2006年６月　検事総長 2008年６月　弁護士登録 2009年５月　当社社外取締役（現任） 2009年６月　株式会社大和証券グループ本社社外取締役（現任） 2009年７月　日本生命保険相互会社社外監査役（現任） 2012年６月　株式会社フジタ社外監査役（現任）		
社外取締役候補者の選定理由	但木敬一氏は、検事・検事総長等を歴任された弁護士として、法律・コンプライアンスに関する豊かな経験と見識を有しておられ、コンプライアンス経営の推進についてご指導をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。		
特別の利害関係（注3）	但木敬一氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

8 佐藤（さとう）　謙（けん）

再任　社外取締役就任年数　4年　社外取締役候補者　独立役員候補者

生年月日	1943年11月17日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1966年４月　大蔵省入省 1985年６月　同省主計局主計官 1992年６月　同省理財局次長 1997年７月　防衛庁防衛局長 2000年１月　防衛事務次官 2002年７月　都市基盤整備公団副総裁 2004年７月　財団法人（現　公益財団法人）世界平和研究所副会長 2009年12月　同研究所理事長（現任） 2011年５月　当社社外取締役（現任） 2011年６月　日本テレビ放送網株式会社（現　日本テレビホールディングス株式会社）取締役（現任） 2012年10月　日本テレビ放送網株式会社取締役（現任）		
社外取締役候補者の選定理由	佐藤　謙氏は、豊富なキャリアと専門的知識を有しておられ、危機管理等の他、経営の透明性と客観性向上についてご指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。		
特別の利害関係	佐藤　謙氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

9 内永 ゆか子（うちなが ゆかこ）

再任　社外取締役就任年数　2年　社外取締役候補者　独立役員候補者

生年月日	1946年７月５日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1971年７月　日本アイ・ビー・エム株式会社入社 1995年４月　同社取締役 2000年４月　同社常務取締役 2004年４月　同社取締役専務執行役員 2007年４月　同社技術顧問 2007年４月　特定非営利活動法人ジャパン・ウィメンズ・イノベイティブ・ネットワーク理事長（現任） 2007年６月　株式会社ベネッセコーポレーション取締役 2008年４月　同社取締役副会長 ベルリッツ コーポレーション代表取締役会長兼社長兼CEO 2008年６月　ソニー株式会社社外取締役 2009年10月　株式会社ベネッセホールディングス取締役副社長 2013年４月　ベルリッツ コーポレーション名誉会長 2013年５月　当社社外取締役（現任） 2013年６月　HOYA株式会社社外取締役（現任） 2014年３月　DIC株式会社社外取締役（現任） 2014年４月　一般社団法人ジャパンダイバーシティネットワーク代表理事（現任）		
社外取締役候補者の選定理由	内永ゆか子氏は、IT企業での幅広い経験や専門性に加え、ダイバーシティ（多様性）に対する深い造詣を有しておられ、健全かつ効率的な経営の推進についてご指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。		
特別の利害関係（注4）	内永ゆか子氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

（注1）2015年5月1日の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）施行後は、「委員会設置会社」は「指名委員会等設置会社」に改称されます。

（注2）末吉竹二郎氏は、1994年から1996年まで当社の主要な借入先である株式会社三菱東京UFJ銀行の前身である株式会社三菱銀行の取締役でしたが、当時同行は主要な借入先ではなく、同行が主要な借入先となったのは2001年からです。また、同氏は当社との取引には関与していません。

（注3）但木敬一氏が社外取締役を兼職する株式会社大和証券グループ本社の子会社である大和証券株式会社は、当社の幹事証券会社ですが、それ以外の特別な関係はありません。

（注4）内永ゆか子氏が理事長を兼職する特定非営利活動法人ジャパン・ウィメンズ・イノベイティブ・ネットワークの会員企業に当社は登録していますが、当社からの会費その他の支払額は販売費および一般管理費の0.1%未満かつ1,000万円未満であります。

（注5）社外取締役就任年数は、本定時株主総会終結時の年数になります。

（注6）当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対して賠償すべき額は、金1,500万円または法令の定める額のいずれか高い金額を限度とし、この限度を超える社外取締役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結する予定です。

第2号議案　当社株式の大量取得行為に関わる対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、2009年5月14日の第84期定時株主総会決議により、株主の皆さまのご承認をいただいて、「当社株式の大量取得行為に関わる対応方針（買収防衛策）」（以下、「旧防衛策」といいます。）を導入しました。

旧防衛策の有効期間は、2012年5月17日の第87期定時株主総会終結時までとなっており、当社では、旧防衛策をご承認いただいた後の諸般の状況を踏まえ、対応方針を一部見直しの上で「当社株式の大量取得行為に関わる対応方針（買収防衛策）」（以下、「現防衛策」といいます。）を同株主総会で株主の皆さまのご承認をいただきました。

現防衛策の有効期間は、本定時株主総会終結時までとなっています。当社では、現防衛策をご承認いただいた後の諸般の状況を踏まえつつさらに検討を進めてまいりました。その結果、2015年4月9日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆さまのご承認が得られることを条件に、当社株式の大量株式取得行為に対する対応方針を継続することを決議しました（以下、継続後の対応方針を「本件方針」といいます。）。

なお、当該取締役会には社外取締役5名を含む当社取締役9名全員が出席し、本件方針の内容および本定時株主総会への付議につき全員一致により決定しました。ただし、現時点におきましては、大量株式取得者（以下に定義されます。）は現れていません。

本件方針は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大量株式取得」といい、大量株式取得を行いまたは行おうとする者を「大量株式取得者」といいます。）に関する対応方針であり、その内容は下記のとおりであります。

記

1.　会社の支配に関する基本方針

⑴　基本方針の内容およびその実現に資する取り組み

当社およびグループ各社（以下、本項において「イオン」といいます。）は小売業と関連産業を通してお客さまのより豊かな生活に貢献するために事業を展開してまいりました。

イオンは、お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献するという不変の理念を堅持し、お客さま満足の実践と継続的な企業価値の向上を実現してきており、この理念がイオンの企業価値の根幹となっています。

理念の原点は、
「お客さま」:イオンはお客さまへの貢献を永遠の使命とし、最もお客さま志向に徹する企業集団です。
基本理念は、
「平和」:イオンは、事業の繁栄を通じて、平和を追求する企業集団です。
「人間」:イオンは、人間を尊重し、人間的なつながりを重視する企業集団です。
「地域」:イオンは、地域のくらしに根ざし、地域社会に貢献し続ける企業集団です。

当社は、この理念のもとに、「安全・安心」をベースとした店舗運営を行うだけでなく、さらなる成長のために、店舗網の拡充や、イオンと理念を共にする国内外の優良企業との資本・業務提携などを通し、今では海外を含めて284の連結子会社、31の関連会社を擁する連結営業収益7兆785億円(2015年2月末時点)の小売グループに成長することができました。また、イオンは企業市民としての社会的責任を果たし、企業価値を継続的に高めるために、「イオン サステナビリティ基本方針」のもと、店舗における省エネ・創エネや廃棄物の削減、お客さまとともに行う植樹活動や買物袋持参運動、サプライチェーンにおける持続可能な調達、東北復興支援など、事業活動を通じた様々な環境・社会貢献活動を推進しています。あわせて、イオンワンパーセントクラブによる次世代育成や諸外国との友好親善事業、イオン環境財団による植樹活動や環境活動助成事業など、多方面で環境・社会貢献活動に取り組んでいます。

当社の経営体制につきましては、グループマネジメント改革の一環として当社を取り巻く状況に対処するため、①グループの新たな成長モデルの構築、②事業構造の再構築、③「集中と分権」のさらなる強化を確実に実現し、企業価値向上を図ることを目的として、株主の皆さまのご承認をいただきまして、2008年8月に純粋持株会社へ移行しました。

また、当社は、商法改正により「委員会等設置会社」の制度が導入されると、いち早く、経営の透明性・機動性を高めるために、2003年5月15日の株主総会でご承認をいただいて、このガバナンスを採用するとともに、各界から広く社外取締役を招聘しました。会社法施行後も「委員会設置会社(2015年5月1日以降は指名委員会等設置会社。以下同じとします。)」としてこのガバナンスを継続しており、これにより、社外取締役が過半数を占める指名委員会、監査委員会、報酬委員会においてはもちろん、取締役会においても、各社外取締役に、それぞれの独立した立場から多面的かつ多様なご指導をいただいてまいりました。
さらに、旧防衛策をご承認いただきました2009年5月14日の定時株主総会開催日からは、当社取締役会メンバー9名のうち過半数の5名を社外取締役として、ガバナンスの透明性・公正性の維持・向上に努めています。

そのようなガバナンスのもと、当社取締役会は、株主共同の利益を有害な買収行為より守るべく引き続き尽力する義務があると判断し、改めて、本定時株主総会に本件方針を付議させていただくこととしたものです。

⑵ 大量株式取得に関わる対応方針と大量株式取得に際して守るべきルール

当社の株式に対する買収提案がなされた場合、これを受け入れるか否かは、最終的には当社株主の皆さまの判断によるべきものと考えます。しかし、買収提案に付された条件や諸般の事情、そして、当社グループの規模、多様性、変化のスピードの速さなど、株主の皆さまが当該買収による株主価値への影響を与えられた時間内で正確に判断されることが容易でない場合もあると思われます。

当社取締役会としましては、買収提案に対し、当社株主の皆さまが判断に必要とされる十分な情報と時間を確保できますよう、以下の内容による大量株式取得者による情報提供および当社による対抗措置の発動に関するルール（以下、「本件ルール」といいます。）を引き続き設定することとしました。

2. 本件ルールの内容

当社取締役会が設定する本件ルールとは、①大量株式取得者は当社取締役会に対して大量株式取得に先立ち必要かつ十分な情報を提供しなければならず、②当社取締役会が当該情報を検討するために必要である一定の評価期間が経過した後にのみ、大量株式取得者は大量株式取得を開始することができるというものです。

⑴ 意向表明書の提出

大量株式取得者が大量株式取得を行おうとする場合には、事前に、当社宛に、本件ルールに従う旨の意向表明書を日本語の書面により提出していただきます（注4）。当該意向表明書には、大量株式取得者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先（注5）、および提案する大量株式取得の概要（大量株式取得者が現に保有する株式数、取得予定の株式数を含みます。）を示していただきます。

⑵ 情報提供の要請

当社取締役会は、株主の皆さまの判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を大量株式取得者から提供していただくため、上記⑴の意向表明書を受領した後5営業日（初日不算入）以内に、回答期限を定めて、当初提供いただくべき情報のリストを大量株式取得者に交付します。本必要情報の具体的内容は、大量株式取得者の属性または大量株式取得の内容によって異なりますが、原則として次の項目を含むものとします。

① 大量株式取得者に関する詳細な情報(大量株式取得者の全メンバーの資本構成、財務内容、事業内容、役員の氏名および略歴・他の会社役員兼務状況、当社の事業と同種の事業についての経験、他の会社の経営権もしくは事業の取得時に実施した営業上、経営上、労務上の施策等に関する情報を含みます。)
② 大量株式取得に至る経緯
③ 大量株式取得の目的および内容(取得対価の価額・種類、関連する取引の仕組み、取得方法の適法性等を含みます。)
④ 当社株式の取得対価の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定条件、予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。)
⑤ 当社株式の取得資金の詳細な説明(資金の調達方法、関連する取引の仕組み、資金を直接または間接に提供する者もしくは提供する予定の者の名称または氏名を含みます。)
⑥ 大量株式取得後において、当社および当社のグループ会社に期待し、または大量株式取得者において計画する経営方針(イオンの理念に対する態度表明を含みます。)、ガバナンス、経営戦略、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、CSRへの取り組み方針等(以下、「買付後経営方針等」といいます。)
⑦ 当社およびグループ各社のお客さま、取引先、従業員、地域関係者およびその他のステークホルダーへの対応方針
⑧ その他大量株式取得の妥当性、適法性等を当社取締役会および独立委員会が評価・検討するために合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認める場合には、合理的な範囲で、期限を定めて追加的に情報提供を求めます(ただし、最終回答期限は必要かつ十分な情報が提出されない場合においても、意向表明書を受領した日から起算して60日を超えないものとします。)。当社取締役会は、大量株式取得の提案があった事実については速やかに開示します。また、当社取締役会に提出された本必要情報について当社株主の皆さまの判断のために必要であると認める場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

当社取締役会は、本件ルールの透明・公平な運用のために、上記⑴の意向表明書を受領し次第、独立委員会を設置します。

独立委員会は、①当社の社外取締役全員(この中から互選により本委員会の議長を選任します。)および②当社の社外取締役によって意向表明書を受領後原則として10営業日(初日不算入)以内に推薦され取締役会により選任される専門家委員1名以上(原則として弁護士1名および大学教授等の社外の学識経験者1名。た

だし、専門家委員選任前であっても、独立委員会としての活動は開始されるものとします。）によって構成されるものとします。

次項⑶に規定される取締役会評価期間が開始する前の独立委員会の主なミッションは、①大量株式取得者から受領した資料が本必要情報として十分なものであるかどうか、②大量株式取得者に対して追加提出要請すべき資料の有無・項目および提出期限、③大量株式取得者の提出資料が不足しているなどの理由から、「大量株式取得者が本件ルールを遵守しない場合」に該当するかどうか、ならびに、新株予約権無償割当て等の対抗措置の内容・要否、その中止の要否、④その他取締役会から意見を求められた事項につき、その意見および理由を当社取締役会に対して提出することであります。

当社取締役会は、これらの資料提出状況等をみずからも十分に評価・検討するとともに、独立委員会の意見を最大限尊重して、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、決定します。当社取締役会は、この意見とりまとめに当たっては、さらに弁護士、公認会計士を含む外部専門家等の助言を受けることができるものとします。また、当社株主の皆さまの判断のために必要であると認める場合には、適切と判断する時点で、その間の状況、決定の内容および理由等の全部または、一部を開示します。

⑶　取締役会による検討期間

大量株式取得者は、上記⑵に従った大量株式取得者による当社取締役会に対する本必要情報の提出の完了後、大量株式取得の提案が以下のものに該当する場合には90日間、それ以外の場合には60日間（初日不算入。以下、「取締役会評価期間」といいます。）は、大量株式取得を開始することはできません。

① 大量株式取得の対価に株式など、金員以外のものが含まれる場合。
② 大量株式取得の対価の支払いが日本円以外の金員により行われる場合。
③ 大量株式取得後において、大量株式取得者において計画する経営方針にグループ会社構成・事業構成に関する大幅な変更が含まれている場合。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、まず独立委員会による大量株式取得の評価を求めます。当該独立委員会は、本必要情報の提出を受け、①当該大量株式取得が当社株主全体の利益を損なうかどうかの評価、②大量株式取得者に対して追加提出を求める情報の有無、項目および提出期限、③新株予約権無償割当て等の対抗措置の内容・要否、その中止の要否、④その他取締役会から意見を求められた事項につき、本必要情報を始めとする資料等に基づき総合的に評価・判断し、その意見および理由を当社取締役会に対して提出することとします。

当社取締役会は、提出された本必要情報をみずからも十分に評価・検討するとともに、独立委員会の意見を

最大限尊重して、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。当社取締役会は、この意見とりまとめに当たっては、さらに弁護士、公認会計士を含む外部専門家等の助言を受けるものとします。また、必要に応じ、大量株式取得者との間で大量株式取得に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆さまに対し代替案を提示することもあります。そして、取締役会評価期間の開始について速やかに開示するとともに、当社株主の皆さまの判断のために必要であると認める場合には、適切と判断する時点で、その間の状況、決定の内容および理由等の全部または一部を開示します。

3. 大量株式取得が行われた場合の対応方針

⑴ 大量株式取得者が本件ルールを遵守した場合

大量株式取得者が本件ルールを遵守した場合には、原則として当該大量株式取得に対する対抗措置はとりません。上記2.⑶に記載のとおり、取締役会は、提出された本必要情報を十分に評価・検討し、当該買付提案の評価、代替案の有無・内容等についての独立委員会の意見を最大限尊重して、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。この場合には、大量株式取得者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

ただし、取締役会が当該大量株式取得が当社株主全体の利益を著しく損なうもの（注6）と評価した場合、または独立委員会において当該大量株式取得が当社株主全体の利益を著しく損なうものと評価された場合には当該評価を最大限尊重した上で、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に従い、当社株主の皆さまの利益を守るために適切と考える方策をとることがあります（注7）。

なお、この場合の対抗措置については、次項⑵に準じる内容・手続となります。

⑵ 大量株式取得者が本件ルールを遵守しない場合

大量株式取得者が本件ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款により認められる対抗措置をとり、当該大量株式取得に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として、現状では、その実施が相当と認められる限り、原則として、株主割当てにより別紙4記載のような新株予約権を無償発行することを考えていますが、これに限定するものではありません。なお、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使条件および行使期間を設けることがあ

ります。また、当社は、機動的に新株予約権の発行を行うことができるように、引き続き新株予約権の発行登録を行います。

次に、株主共同の利益が害されるおそれが大きいと判断される場合に、大量株式取得者の権利行使が制限される行使条件差別型新株予約権を発行するときは、新株予約権は、会社による取得条項付とさせていただきます。会社による取得条項が付されていない新株予約権の行使に際しては、新株予約権者となった株主の皆さまに行使価額の払込み等の手続をとっていただくことになり、2015年2月28日現在63万人を超えるに至った株主の皆さまにとって、大変わずらわしいことになります。つきましては、そのようなお手数をお掛けしなくても済むように、当社取締役会決議により大量株式取得者以外の株主の皆さまの新株予約権を取得しその対価として新株を株主の皆さまにお届けすることができるようにするものであります。

なお、かかる方策の内容・採否は、取締役としての善管注意義務に従い取締役会が決定すべき事項であると考えますので、原則として当社取締役会が決定・実施してまいります。ただし、例外的には、その内容・効果等に鑑みて株主の皆さまのご判断を仰ぐべきであるとして、当社株主総会においてその採否をご決議いただくことがあります。その場合にも、基本的には取締役会の責任事項であると考えますので、株主総会において十分なご説明を申し上げたいと存じます。

⑶　新株予約権の無償割当て決議後の中止等

当社取締役会が新株予約権の無償割当ての決議を行った後に、大量株式取得者が大量株式取得の撤回または変更を行った場合等、当社取締役会において対抗措置の発動が適切でないと判断するに至った場合には、当社取締役会は、新株予約権の無償割当ての中止を行うことができるものとします。ただし、原則として、本新株予約権の無償割当ての「割当基準日（以下の5.⑵において定義します。）」の4営業日前（証券取引所における現行の4日目決済を前提としており、これが変更されればそれにスライドして変更されます。以下同じとします。）以降の中止は行わず、4営業日前の日以後に対抗措置を中止すべき事情が発生したと当社取締役会が判断した場合には、実質的に中止と同様の効果を持たせるために、原則として大量株式取得者を含む全株主の新株予約権を当社が当社株式と交換に取得するものとします（注8）。また、その他の対抗措置についても、当社取締役会は適宜同様の中止や見直しをすることができるものとします。

4.　透明性・公平性の確保のための措置

本件ルールにおきましては、次のような透明性・公平性の確保のための措置を講じています。

⑴　買収防衛策に関する企業価値研究会等の指針の要件を充足していること

本件方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則「①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則」を充足しています。

また、本件方針は、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっています。

さらに、本件方針は、東京証券取引所の定める買収防衛策に関する諸原則等の趣旨に合致するものであります。

⑵　株主意思を重視するものであること

今般の本件ルール改正の効力発生のためには、本定時株主総会において株主の皆さまにご承認いただくことを要件としており、また、ご承認いただいた後も、法令改正等に伴う形式的な変更が必要となった場合は別にして、当社株主の皆さまに実質的に影響を与えるような変更を行う場合には、改めて株主総会に付議し株主の皆さまのご判断を仰ぐこととしています。そういう変更を行わない場合も、有効期間は3年間に限定させていただくこととしています。したがいまして、本件ルールの改廃および継続には、株主の皆さまの意思が十分反映される仕組みとなっています。

⑶　当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本件ルールは、上記1.および2.⑶に記載のとおり、当社の株式に対する買収提案がなされた場合に、これに応じるべきか否かを株主の皆さまが判断されるために必要とされる十分な情報と時間を確保し、また、当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保すること等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるもので、この目的以外の目的、すなわち、当社経営陣の保身等のために利用されることはありません。

⑷　独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、委員会設置会社のガバナンスを導入しており、平素より、経営の透明性・公正性の確保に努めています。加えて、当社は、大量株式取得者から提出された資料が十分なものか否かや、大量株式取得への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として、独立委員会を設置します。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役全員とその推薦に基づき当社取締役会が都度選任する専門家委員1名以上（原則として弁護

士1名および大学教授等の社外の学識経験者1名）によって構成され、かつ、その意見の形成に当たってはさらに適宜の専門家の意見を当社の費用により聴取することができることとしています。

また、当社取締役会は、意見とりまとめに当たっては、さらに弁護士、公認会計士を含む外部専門家等の助言を受けるものとしています。

情報開示については、株主の皆さまのご判断にとってミスリーディングとなる情報を除き、早期開示に努めてまいります。また、当社取締役会の意見の公表に際しては、判断理由を含めて、できるだけ具体的にご説明するように努めてまいります。

これらにより、当社取締役会の決定が当社の企業価値・株主共同の利益に資するものとなるよう本件ルールの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

⑸ 大量株式取得者以外の株主・投資家に不測の損害を与えるものではないこと

本件ルールが遵守されなかった場合に対抗措置として発行される新株予約権については、大量株式取得者だけが行使を制限される行使条件差別型を原則として想定しており、これ以外の対抗措置を採用する場合にも、大量株式取得者以外の株主・投資家に不測の損害を与えないものを選択します。

また、この新株予約権についても、会社による取得条項付として、大量株式取得者以外の株主の皆さまにできるだけお手数をお掛けしないようにすることとしています。

⑹ デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本件方針の廃止につき特段の制約を設けていませんので、本件方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）には該当しません。また、当社取締役の任期は全員が1年であり、本件方針は、スローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）にも該当しません。

5. 株主・投資家に与える影響等

⑴ 本件ルールが株主・投資家に与える影響等

本件ルールは、当社株主の皆さまが大量株式取得に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆さまに開示し、さらには、当社株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより、当社株主の皆さまは、適切な情報のもとで大量株式取得に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主

全体の利益の保護につながるものと考えます。

なお、上記3.において述べたとおり、大量株式取得者が本件ルールを遵守するか否かにより大量株式取得に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆さまにおかれましては、大量株式取得者の動向にご注意ください。

⑵ 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大量株式取得者が本件ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められる対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上当社株主の皆さま(本件ルールに違反した大量株式取得者を除きます。)が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定していません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行につきましては、新株予約権は、原則として会社による取得条項付とさせていただきます。会社による取得条項が付されていない新株予約権の行使に際して必要となる行使価額の払込み手続のようなお手数をお掛けしなくても済むようにするために、当社取締役会決議により新株予約権を取得しその対価として新株を株主の皆さまにお届けすることができるようにするものであります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することとなった際に、法令に基づき別途お知らせします。この場合において、新株予約権を取得するためには、振替株式の株主は、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当対象となる株主の確定基準日(以下、「割当基準日」といいます。)における当社の最終の株主名簿に株主として記録されるよう、当該割当基準日における証券会社等の口座に当社普通株式が記録されている必要があり、また、特別口座の失念株主は失念救済手続が完了されている必要があります。

6. 本件ルールの適用開始と有効期限

定期的に対応方針の見直しをするために、本件方針の有効期間を3年間(本年3月1日から起算して3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会の終結時まで)としています。

今後につきましては、会社法を含めた関係法令や今後の司法判断の動向、東京証券取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ、上記対応方針のうち法令改正等に伴う形式的な変更が必要となった場合には随時取締役会にて見直しを行い、その内容を速やかにお知らせします。当社取締役会において本件方針の廃止を相当と判断した場合は、取締役会決議によって廃止しその旨および理由を開示することとしますが、本件方針の内容について当社株主の皆さまに実質的に影響を与えるような変更を行う場合には、改めて株主総会に付議し株主の皆さまのご判断を仰ぐこととします。なお、当社の取締役の任期は1年であり、毎年、定時株主総会において改選されます。

また、現防衛策は、本定時株主総会における本件方針の承認を求める議案の決議時点で廃止されるものとします。ただし、当該時点において大量株式取得者が登場しており、現防衛策に基づく意向表明書の提出、情報の提供等の手続が開始されている場合、本定時株主総会における本件方針承認後には本件方針に基づく手続として引き継ぐこととします。

以　上

注1:特定株主グループとは、

(i)当社の株式等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)　または、

(ii)当社の株式等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2:議決権割合とは、

(i)特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株式等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も加算するものとします。)　または、

(ii)特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大量株式取得者および当該特別関係者の株式等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

各株式等保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3:金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下同じとします。

注4:当社は日本の金融商品取引市場に株式を上場しており、日本人である株主・投資家に適時開示をする義務を負っていますので、当社が交付するリスト、大量株式取得者が作成する本必要情報を記載した書面、当社のこれに対する意見・追加資料提出要請等のいずれについても、日本語の書面によるものを正式とします。書面とは、紙に印刷された文書だけでなく、電子メールもしくはファクシミリにより送信された文書を含むものとします。書面は、A4サイズまたはA3サイズとし、これらのサイズに印刷された文字の大きさが10ポイント(JIS Z 8305によります。)以上であることを要するものとします。書面は、作成名義人が自ら日本語で作成するものとし、また、当社はいずれの書面についてもこれを外国語に翻訳する義務を負わないものとします。また、受信した当社において、ファクシミリ用紙からのはみ出しや当社のシステムに登録されていない文字・記号が用いられているなどの合理的な理由に基づき紙に印刷されない文字や記号は、記載されていないものとみなします。以下同じとします。

注5:ここに記載された日本国内連絡先を、当社の本件ルールに基づく書面送付先・連絡先とします。

注6:大量株式取得者が、①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている場合、②会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大量株式取得者等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている場合、③会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大量株式取得者等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている場合、④会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っている場合、⑤大量株式取得者の提示する当社株式買取方法が、2段階目の株式買取条件を1段階目よりも不利に設定する態様の2段階買取方式である場合、その他、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式等の不利な売却を強要するおそれがあると判断される場合、⑥大量株式取得者の提示する対価が株主にとって著しく不利益またはハイリスクとなりうるオプション権であるなど、当社株式買付に関連する取引の仕組み、取得方法が株主共同の利益の観点から著しく不当である場合、⑦大量株式取得者の経営陣または主要株主に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条の定める暴力団、暴力団員等の反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大量株式取得者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると客観的かつ合理的な根拠をもって判断される場合を想定しています。

注7:本件方針の採用の有無にかかわらず、注6に示したような大量株式取得によって株主全体の利益が著しく損なわれる場合には、当社株主全体の利益を保護するために、取締役の善管注意義務に基づき当社取締役会が判断して緊急避難的に対応することが可能なものです。その際の判断の客観性および合理性を担保するため、大量株式取得者の提出する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、弁護士、公認会計士を含む外部専門家等の助言を得ながら当該大量株式取得者および大量株式取得の具体的内容(目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等)や、当該大量株式取得が当社株主全体の利益に与える影響を検討し、当社独立委員会の意見を尊重した上で決定することとします。

注8:新株予約権割当基準日の4営業日前の日以降は、金融商品市場は、権利落ち(その後に売買される株式には新株予約権が付されません。)を前提とし、新株予約権の株式への転換を先取した理論株価は、直前株価の例えば5～6割程度に下がると予想されます。にもかかわらず、その後に新株予約権を当社が無償取得して防衛策発動全体を中止することになりますと、株式数はこれにより権利落日当日の数に復帰することになり、一旦下落した株価が理論的には直前株価まで戻ることになってしまいます。このような結果は、いたずらに市場に混乱を生じかねないことになるのではないかと考えられますので、権利落日以後は原則としてそれらの新株予約権に対して株式を割り当てることとするものであります。

別紙1

当社の株式・大株主の状況（2015年2月28日現在）

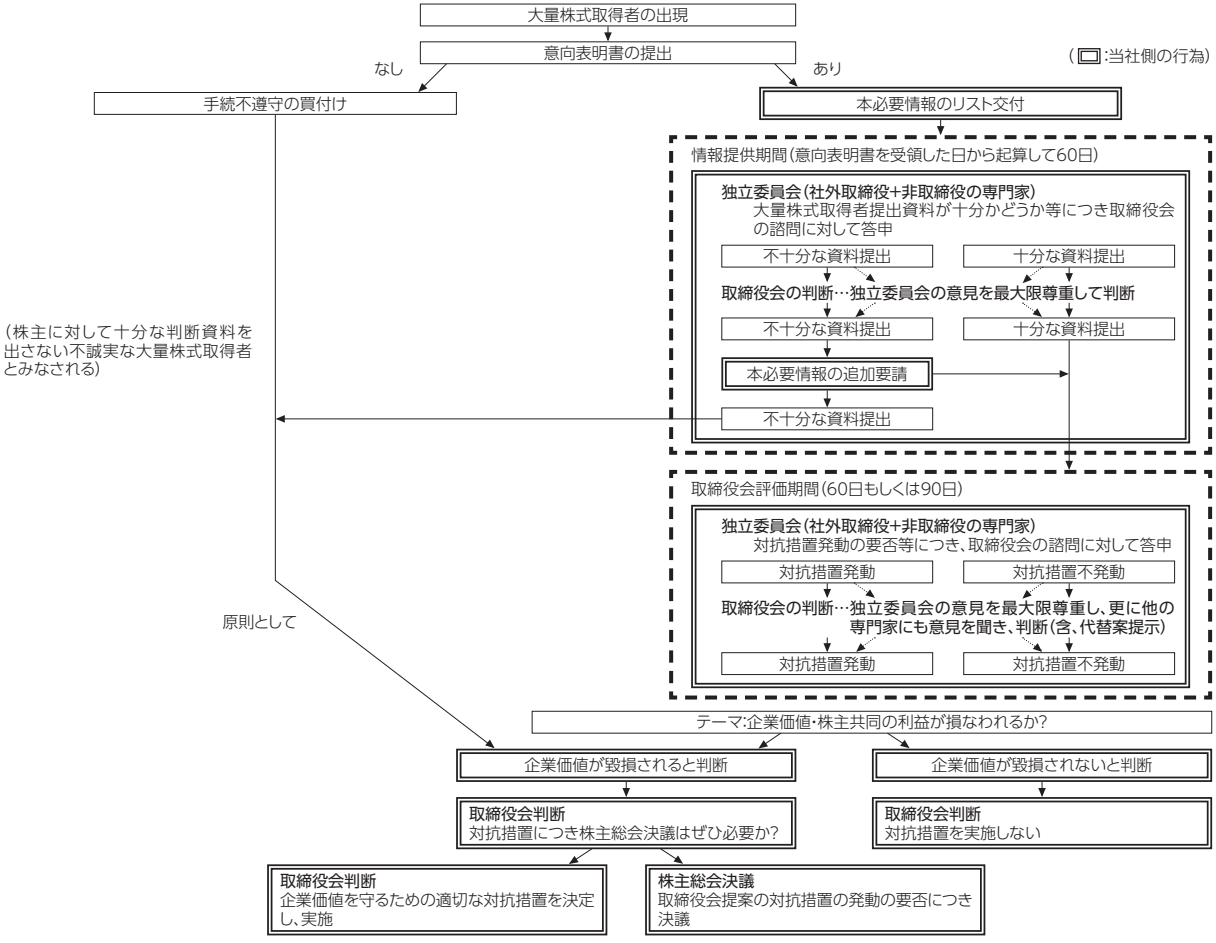
1. 発行可能株式総数　2,400,000,000株
2. 発行済株式の総数（自己株式を含む）　871,924,572株
3. 単元株式数　100株
4. 当期末株主数　636,569名
5. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
三菱商事株式会社	40,422	4.80
株式会社みずほ銀行	33,292	3.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	31,049	3.69
公益財団法人イオン環境財団	21,482	2.55
公益財団法人岡田文化財団	20,520	2.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	18,908	2.25
農林中央金庫	18,133	2.16
イオン社員持株会	14,987	1.78
イオン共栄会（野村證券口）	11,908	1.42
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	9,777	1.16

（注1）持株比率は自己株式（30,314,053株）を控除して計算しています。
（注2）日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）および日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）の所有株式は、証券投資信託等の信託を受けている株式です。

(参考)

本件方針に係る手続・判断の流れ



(注1)双方の資料・意見は、原則として都度、可及的速やかに公表します。

(注2)対抗措置発動の場合の対抗措置の具体的な内容は、その実施が相当と認められる限り、原則として、行使条件差別型新株予約権の発行とします。

別紙3

独立委員会の概要および委員候補者

1. 独立委員会の概要

⑴ 設置

独立委員会は、当社取締役会により設置・廃止される。

⑵ 構成

① 独立委員会の委員は、3名以上とする。

② 独立委員会の委員は、当社の社外取締役全員、ならびに、当社の社外取締役によって意向表明書を受領後原則として10営業日（初日不算入）以内に推薦され取締役会により選任される専門家委員1名以上（原則として弁護士1名および大学教授等の社外の学識経験者1名）によって構成される。ただし、専門家委員選任前であっても、独立委員会としての活動は開始されるものとし、また、社外取締役全員一致の意見に基づく当社取締役会の決議により、社外取締役でない委員の数・構成を変更することができる。

③ 当社の社外取締役でない委員の選任にあたっては、独立委員会委員の役割に鑑み、企業経営、会社法または取引所金融商品取引市場に関する知見、当社の理念に関する見識、実務経験等を総合的に勘案して決定する。

④ 当社の社外取締役でない委員の場合は、当社に対する善管注意義務を含む委任契約を当社との間で締結するものとする。

⑶ 議長

独立委員会の議長は、当社の社外取締役の中から互選により選任する。

⑷ 任期

① 独立委員会の委員の任期は、当社取締役会により独立委員会が設置されてから、当社取締役会により独立委員会が廃止されるまでの期間とする。

② 前項の規定にかかわらず、前項に定める期間中に当社社外取締役の全部または一部が任期満了に伴い退任したときは、当社の社外取締役でない委員の任期は同時に満了するものとする。この場合、改選後の当社社外取締役は改めて遅滞無く社外取締役でない委員を推薦し、当社取締役会に選任を求めるものとする。ただし、再任を妨げない。

⑸　ミッション

独立委員会は、当社取締役会が大量株式取得者から提出を受けた本必要情報の交付を受け、原則として下記に規定する事項につき、当社取締役会の諮問に基づき評価・検討・審議を行い、その内容および結果を当社取締役会に対して提出するものとする。

⑻大量株式取得者から受領した資料が本必要情報として十分なものであるかどうかについての意見

⑼大量株式取得者に対して追加提出すべき資料の有無・項目および提出期限

⑽大量株式取得者の提出資料が不足しているなどの理由から、「大量株式取得者が本件ルールを遵守しない場合」に該当するかどうか、ならびに、新株予約権無償割当て等の対抗措置の内容・要否、その中止の要否についての意見

⑾当該大量株式取得が当社株主全体の利益を損なうかどうかについての評価・検討、大量株式取得者に対して追加提出を求める情報の有無、項目および提出期限

⑿行使条件差別型新株予約権の無償割当て、その中止、消却のための取得の是非等、新株予約権その他の対抗措置に関する事項

⒀その他本件方針または新株予約権その他の対抗措置に関連し当社取締役会が諮問する事項

⑹　評価等の内容の決定

①　独立委員会が取締役会に提出する評価等の内容については、原則として独立委員会の委員全員が出席する委員会において、その過半数の賛成をもって決定する。ただし、独立委員会の委員全員が書面または電磁的方法により特に急を要するとして同意した場合には、その定足数を過半数の委員の出席に引き下げることができる。

②　独立委員会は、前項に基づく評価等の提出に際しては、その評価等に至った理由も示すものとする。

⑺　事務局等

①　独立委員会の検討に際して必要な資料の提出等を行うため、当社内に事務局を設置する。

②　独立委員会は、当社の費用負担により、弁護士、公認会計士を含む外部専門家等の助言を受けることができる。

2.　独立委員会の委員候補者

独立委員会は臨時に設置されるものであり、また、一部の委員については設置に際して選任されることとしています。なお、第1号議案をご承認いただくことを条件として独立委員会委員となる社外取締役候補者は株主総会参考書類5から8頁に記載のとおりであります。

別紙4

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会で定める割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、12億株を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数（以下、「対象株式数」という。）とする。ただし、当社が株式分割または株式併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。

4. 新株予約権の発行価額

無償とする。

5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額は1円以上で当社取締役会が定める額の金銭とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属する者（以下、「大量株式取得者」という。）に行使を認めないこと等を行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 当社による新株予約権の取得

⑴ 当社は、当社取締役会が別に定める取得日において、大量株式取得者以外の者が有する新株予約権のうち、当社取締役会が定める当該取得日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

⑵ 当社は、本件方針による対抗措置を中止することが相当であると判断した場合には、当該中止のために、割当基準日の5営業日（証券取引所における現行の4日目決済を前提としており、これが変更されればそれにスライドして変更される。以下同じ。）前までに当社取締役会において決議することにより、新株予約権の割当を中止することができる。

⑶ 本新株予約権の割当基準日の4営業日前の日以降に対抗措置を中止すべき事情が発生したと当社取締役会が判断した場合には、実質的に中止と同様の効果を持たせるために、当社は、当社取締役会が別に定める取得日において、大量株式取得者を含む全株主の有する新株予約権のうち、当社取締役会が定める当該取得日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

⑷ その他当社が新株予約権を取得できる場合およびその条件等の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

9. 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は発行しないものとする。

10. 新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間については、当社取締役会が別途定めるものとする。

11. 新株予約権の消滅事由等

新株予約権の消滅事由その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以　上

事業報告 (2014年3月1日から2015年2月28日まで)

1. 企業集団の事業の概要

当社ならびに連結子会社284社の連結営業収益は7兆785億円(前期比110.7%)と過去最高となりました。連結営業利益は1,413億円(同82.5%)、持分法適用関連会社31社を加えた連結経常利益は1,525億円(同86.2%)、当期純利益は420億円(同92.3%)となりました。

当期は、政府の景気対策効果や円安進行に伴い大手製造業の収益改善が見られる等、国内経済は緩やかな回復基調が続きました。一方、消費税増税や物価上昇を背景に、生活必需品に対する購買意欲の冷え込みが続く等、国内消費の回復の動きは弱く、小売業を中心に事業を運営する当社の経営環境は、非常に厳しい状況となりました。

【イオングループ中期経営計画の推進】

イオングループ中期経営計画(2014～2016年度)の初年度である当期は、グループ共通戦略の「アジア」「都市」「シニア」「デジタル」の「4シフトの加速」および「商品本位の改革」の推進、ならびにそれら成長戦略を支える新たな基盤構築に向け、国内外で事業・組織再編を実施しました。

<4シフトの加速>

- 2014年10月、「都市シフト」の一層の深化と成長市場と期待される首都圏でのエリア・ドミナンスを推進するべく、丸紅株式会社およびSM(スーパーマーケット)企業3社(株式会社マルエツ、株式会社カスミ、マックスバリュ関東株式会社)との間で共同持株会社となる「ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社(U.S.M.H)の設立に関する経営統合契約」を締結し、2015年3月にU.S.M.H社を連結子会社としました。
- 2014年11月、「都市シフト」および「シニアシフト」を牽引する日本一のドラッグストアチェーンの構築とさらなるビジネスモデルの進化を目指し強固なシナジー効果を発揮するため、ウエルシアホールディングス株式会社(ウエルシアHLDS)を連結子会社としました。
- 2015年1月、グループ全体として経営資源を集約・最適化しつつ、全ての事業領域でナンバーワンを目指し、株式会社ダイエーを株式交換により完全子会社化しました。
- アセアン地域でのスピードある成長を実現するべく、ベトナムでは、南部最大の都市ホーチミン市を拠点にSM事業を展開するCITIMART社に続き、2014年11月、首都ハノイ市最大のSM企業FIVIMART社と資本・業務提携の合意をしました。

<商品本位の改革>

- お客さまの"いま"のニーズに対応するためイオンのブランド「トップバリュ」では、お客さまの健康志向の高まりに対応した「トップバリュ グリーンアイ」オーガニックシリーズを構築し、オーガニック市場のシェア獲得に向けて国内

大手小売業のPB(プライベートブランド)商品では最大規模となる120品目まで拡大しました。

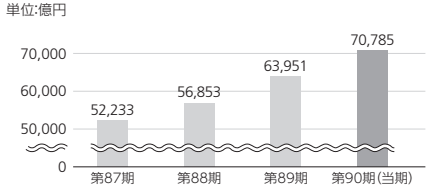
- イオンならではの付加価値の高い商品の提供に向けて、フランスで人気ナンバーワンを誇る冷凍食品スーパー「ピカール」のコーナーを日本で初めて展開したほか、業界に先駆けて低価格スマートフォン「イオンスマホ」を発売しお客さまより高いご支持をいただきました。

■連結営業成績および財産の状況の推移

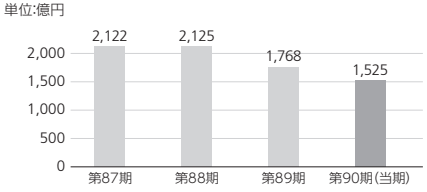
区分	第 87 期	第 88 期	第 89 期	第 90 期(当期)
営業収益(百万円)	5,223,344	5,685,303	6,395,142	7,078,577
経常利益(百万円)	212,260	212,535	176,854	152,509
当期純利益(百万円)	66,750	74,511	45,600	42,069
1株当たり当期純利益(円)	87.23	95.49	55.92	50.22
総資産(百万円)	4,048,937	5,724,835	6,815,241	7,859,803
純資産(百万円)	1,282,066	1,446,676	1,684,569	1,829,980
1株当たり純資産(円)	1,216.22	1,305.14	1,336.83	1,443.97

(注)第89期より、一部の連結子会社においてたな卸資産の評価方法を変更したため、第88期については、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しています。なお、第87期以前に係る累積的影響額については、第88期の期首の純資産額に反映させています。

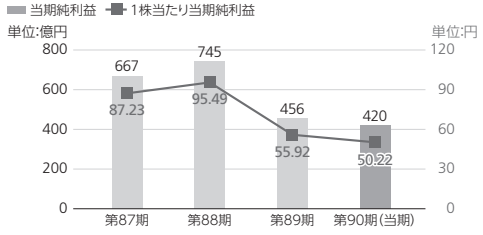
営業収益



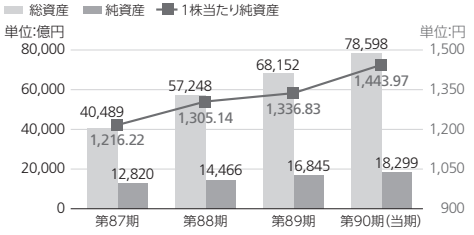
経常利益



当期純利益



総資産/純資産



(1) 各事業の成果

小　売

GMS(総合スーパー)事業では、高収益体質への転換を目指し、「トップバリュ」商品の拡充や、専門性の高い品揃えやサービスを提供する「売場の専門店化」、店舗競争力を高める「既存店舗の活性化」などGMS改革を推進しました。また、イオンカードやイオンの電子マネー「WAON」を活用した全国一斉セール、免税制度改正に伴う各種訪日・在日外国人向けサービスの拡充、日豪経済連携協定の発効を踏まえた関税引き下げセール等、社会・経済情勢の変化に伴うマーケットへの対応を強め、売上高の拡大を図りました。

SM・DS(ディスカウントストア)・小型店事業では、曜日市や「WAON」会員拡大キャンペーンに加え、地産地消・地産域消を一層推進する「じものの日」などの販売促進の強化、商圏特性に応じた品揃え・売場作りによる既存店舗の活性化、小容量商品・惣菜等の品揃えの拡充に取り組みました。また、DS業態においては、出店加速や共同仕入れの推進、水産加工センターの操業による商品供給を開始する等、商販一体となった取り組みを推進しました。

専門店事業では、株式会社コックスが、基幹ブランド「ikka」を中心に、テーラージャケットを基軸としたビジネスカジュアルや上質なバッグ・革小物等の雑貨商品の拡充、新製品や季節商品の適宜導入を図り、収益性を向上しました。株式会社ジーフットは、マスメディアを通じた販促活動や、グループが運営するSC(ショッピングセンター)内への積極的な出店、幅広い顧客ニーズに対応する接客サービスの向上に取り組み、同社の業績は過去最高となりました。

金　融

総合金融事業では、クレジット事業において、人気キャラクターのデザインを使用したイオンカードの発行を開始し、若年層を中心にカード会員数が増加しました。

銀行業では、「暮らしのマネープラザ」やATM等の営業ネットワークを拡充したほか、新たな取り組みとして、訪日・在日外国人のお客さまの利便性向上を目的に、ICカード取引の国際標準規格を日本で初めて取得し、海外発行のクレジットカードやキャッシュカードでの日本円引き出しサービスを開始するなど、新たなビジネスの開発に取り組みました。

電子マネー事業では、タクシー業界やウエルシアHLDSに決済サービスを導入する等、「WAON」加盟店のネットワーク拡充に努めた結果、当期末の「WAON」累計発行枚数は約4,815万枚、取扱高は約1兆9,261億円(前期比122.1%)と順調に増加しました。

海外においては、タイでは、電子マネー事業を展開するBTSグループホールディングスとの事業提携により電子マネーサービスを開始しました。また、インドネシアでは、カード会員募集や加盟店ネットワークを拡充する等、アセアン地域での業容拡大を着実に進めました。

ディベロッパー

ディベロッパー事業では、イオンモール株式会社が、JR岡山駅前に西日本最大級の旗艦店「イオンモール岡山」など国内で7箇所のSCを開設するとともに既存SC8箇所のリニューアルを実施しました。

中国では、2014年4月、江蘇省蘇州市に地域最大級の商業施設「イオンモール蘇州呉中」を初出店したほか、湖北省において、2014年12月、武漢市人民政府との協力協定に基づき、同省初出店となる「イオンモール武漢金銀潭」をオープンしました。

アセアン地域では、2014年6月、カンボジアの首都プノンペンに同国1号店となる「イオンモール プノンペン」を開設しました。また、2014年11月、ベトナムに同国2号店「イオンモール ビンズオンキャナリー」を開設し、イオンモール株式会社のベトナム現地法人が、同国の日系企業で初めてマスターリースライセンスを取得し、同店の管理業務の運営を開始しました。

サービス

サービス事業では、イオンディライト株式会社が、総合FMS（ファシリティマネジメントサービス）事業の拡大を目指し、イオングループの商業施設へのサービス提供とともに、都心の複合型ビルやホテル、医療施設等、グループ外の施設に対する管理業務の受託を積極的に推進しました。

株式会社イオンファンタジーは、中国、マレーシア、タイおよびフィリピンでの出店を進め、収益基盤の拡大を図るとともに遊戯機械の海外調達の拡大や景品原価の適正化によるコスト削減に努めました。

アセアン・中国

アセアン事業では、マレーシアにおいて、イオンカード会員へのキャッシュバックキャンペーンやダブルポイントの付与や、グループインフラを活用した販促企画の強化、衣料品を中心に現地で企画・開発した「トップバリュ」商品の拡販を図りました。また、共同仕入れや物流施設の供用稼働を開始する等、経営効率の改善を進め、収益を向上しました。カンボジアでは、2014年6月に同国初出店となる「イオンプノンペン店」をオープンしました。ベトナムでは、2014年1月に同国初出店となる「イオンタンフーセラドン店」、2014年11月には、2号店「イオンビンズオンキャナリー店」をオープンする等、新規エリアへの事業展開を順調に進めました。

中国事業では、江蘇省や湖北省など新たな地域への出店を進めました。また、香港においては、新規出店による事業拡大を順調に進めたほか、「安全・安心」志向に応える「トップバリュ」商品の拡販やローコストオペレーションの推進等により、収益が順調に回復しました。

事業の種類別セグメントの状況

セグメントの名称	営業収益(百万円)	前期比(%)	営業利益(百万円)	前期比(%)
GMS事業	3,355,584	109.9	△1,646	−
SM・DS・小型店事業	2,161,266	109.8	8,495	47.7
総合金融事業	329,776	115.4	53,058	129.8
ディベロッパー事業	249,654	113.6	43,247	99.7
サービス・専門店事業	704,921	102.0	24,597	105.3
アセアン事業	209,217	115.2	6,173	93.5
中国事業	168,495	115.8	△818	−
その他事業	270,170	160.9	4,570	214.5
計	7,449,086	110.9	137,678	82.2
調整額	△370,509	−	3,689	92.6
連結	7,078,577	110.7	141,368	82.5

(注)各事業区分の主な内容

GMS事業 …… 総合スーパー
SM・DS・小型店事業…… スーパーマーケット、ディスカウントストア、コンビニエンスストア、小型スーパーマーケット、弁当惣菜専門店
総合金融事業…… クレジットカード事業、フィービジネス、銀行業
ディベロッパー事業…… ショッピングセンターの開発および賃貸
サービス・専門店事業 …… 総合ファシリティマネジメントサービス業、アミューズメント、外食、ファミリーカジュアルファッション、婦人服、靴等を販売する専門店
アセアン事業…… アセアン地区における小売事業
中国事業…… 中国における小売事業
その他事業…… ドラッグストア、Eコマース等

(2) 環境保全・社会貢献活動

イオンは、社会の発展とグループの成長の両立を目指したサステナブル経営を推進しています。事業活動における環境面や社会面の課題に真摯に向き合い、将来のニーズに応えることを目指し、「イオン サステナビリティ基本方針」を策定、「低炭素社会の実現」「生物多様性の保全」「資源の有効利用」「社会的課題への対応」の4つを重点課題に設定し、環境保全・社会貢献活動に積極的に取り組んでいます。

【環境保全活動】

- 2012年に策定した環境目標「イオンのecoプロジェクト」のもと、さまざまなエネルギー施策に取り組みました。中でも社内資格「エネルギーアドバイザー」制度による省エネの推進は、2014年度の省エネ大賞(省エネ事例部門資源エネルギー庁長官賞)を受賞しました。
- 2014年2月に自然資源の枯渇防止や生物多様性保全の観点を盛り込んだ「イオン持続可能な調達原則」および「イオン水産物調達方針」を策定し、日本初のASC(責任ある養殖により生産された水産物)認証を取得した「トップバリュ 生アトランティックサーモン」に続き、2014年6月には骨取り白身魚「トップバリュ パンガシウス」が認証を取得しました。
- 1991年から取り組む植樹活動は、累計植樹本数が1,000万本※1.を超え、次の1,000万本に向けて、「植える」活動を継続するとともに、長期的な視点のもと、自治体やNPO法人と連携して林業後継者を「育てる」プロジェクトに取り組みました。さらに、木材などの林産物を商品原料や店舗の建材などに積極的に「活かす」取り組みを推進しました。

【社会貢献活動】

お客さまとともに地域のボランティア団体を応援する「イオン 幸せの黄色いレシートキャンペーン」を継続して実施しています。当期は23社1,572店舗で、延べ約23,600団体に総額2億7,790万円相当の品物を寄贈し、2001年からの累計金額は24億9,435万円となりました。また、1989年より「お客さまから頂いた利益を社会のために役立てたい」という想いを込めてグループ主要企業の税引き前利益1%を公益財団法人イオンワンパーセントクラブ※2.へ拠出した累計金額は約193億円となりました。同財団が取り組む「次代を担う青少年の健全な育成」「諸外国との友好親善の促進」「地域社会の持続的発展」の3つの柱を中心とした事業活動を通じて、社会貢献活動を支援しました。

【東日本大震災の復興支援】

「3.11 復興への願いをカタチに」という決意のもと、労使一体の「イオン 心をつなぐプロジェクト」を2012年3月に発足し、被災地での植樹活動や各種ボランティア活動に取り組み、3年間で植樹本数は約10万7千本、活動に参加した従業員は13万8千人となりました。また、2014年3月の「イオン 幸せの黄色いレシートキャンペーン」や東北復興支援WAON※3.等の活動を通じて、被災地3県の子ども育英基金※4.に合計約1億1,100万円を寄付し、被災地の子どもたちの生活や就学支援を行いました。

※1. 店舗敷地内に植樹する「イオン ふるさとの森づくり」と公益財団法人イオン環境財団による植樹活動の合算。
※2. 2015年4月に内閣総理大臣からの認定を受け、一般財団法人から公益財団法人になりました。
※3. 東北の復興支援にご参加いただくことが可能な電子マネー。ご利用金額の0.1%をイオンが拠出して寄付。
※4. 「いわての学び希望基金」「東日本大震災みやぎこども育英募金」「東日本大震災ふくしまこども寄附金」

2. 企業集団の対処すべき課題

当社は、「アジア」「都市」「シニア」「デジタル」の4つの成長領域に優先的に経営資源を配分することで、継続的な成長の実現を図っています。また、国内における既存事業の構造改革を進めることで、GMS事業やSM事業などの中核事業の業績改善への取り組みを強化しています。

(1) 成長市場への取り組み

① アジアシフト

人口増加や急速な経済成長が見込まれるアジア市場への対応として、ベトナムやインドネシアなどの新規エリアへの展開とともに、マレーシア、中国などの既存エリアにおける出店を強化していきます。

新規エリアへの取り組みとしては、2015年度、インドネシアと中国の浙江省にSC1号店を開設するなど、SC出店を中核とした取り組みを強化していきます。

2014年2店舗を出店したベトナムにおいては、SC3号店を開設します。ベトナムにおいては、グループ一丸となった取り組みを統括するベトナム代表を設置し、SCの出店強化に加え、新たにグループに参画したFIVIMART社、CITIMART社とともに、エリア戦略を強化していきます。

② 都市シフト

首都圏、京阪神を中心とする都市部への人口集中への対応として、マルチフォーマットによる店舗網の強化に取り組みます。2015年度は首都圏を中心に小型SM「まいばすけっと」、小型DS「アコレ」の出店を加速していきます。今後3年間で「まいばすけっと」は1,000店舗体制、「アコレ」は400店舗体制の確立を目指します。

小型店の出店に加えて、新たにグループに参画したユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社、ウエルシアホールディングス株式会社、2015年1月に完全子会社となった株式会社ダイエーにおける首都圏、京阪神のエリア戦略強化に取り組むことで、都市部でのマルチフォーマットの確立を図っていきます。

③ シニアシフト

高齢者の人口増加やライフスタイルの変化によるニーズへの対応として、シニアをターゲットとした店舗フォーマットの確立、健康維持・増進志向に対応した「ヘルス&ウエルネス」への取り組みの強化を図っていきます。シニア世代のニーズに対応した商品・サービスを集約した店舗フォーマットとして、3店舗展開している「G.G.ストア」を確立し、GMS事業の中核フォーマットとして強化していきます。

また、新たにグループに参画したウエルシアホールディングス株式会社を、イオンの「ヘルス&ウエルネス」

戦略の中核企業と位置付け、グループ全体の取り組みを推進していきます。

④ デジタルシフト

急速に成長するEコマース市場への対応として、イオンの強みである店舗網・集客力を活用したネットスーパーやオムニチャネルへの取り組みを重点的に強化します。

これらの取り組みを推進するために、デジタル事業担当執行役の組織下に、各社におけるネット事業の推進を支援するネットスーパー担当、インフラ構築を支援するインフラ担当を配置しました。新たな体制のもと「ネットスーパー」「オムニチャネル」を中心としたグループ横断的なデジタルシフトを強化します。

⑵ 既存事業における構造改革

① 商品本位の改革

お客さまニーズの多様化や急速な変化に対応し、イオンならではの差別化された商品開発、品揃えを強化していきます。

イオンのブランド「トップバリュ」については、お客さまの新たなニーズを喚起する商品開発を強化していきます。また、2014年11月より展開を開始したフランス・ピカール社との提携による付加価値の高い冷凍食品など、イオンならではの品揃え・付加価値の高い商品の提案を強化します。

② 組織改革

成長市場への取り組み、多様化し変化するお客さまニーズへの迅速な対応、業態を超えた競争など経営課題への対応を目的に抜本的な組織改革を実施し、新たな経営体制のもと成長戦略を加速していきます。

当社、および事業会社の本部組織をスリム化し、店舗を中心とした現場の人材、権限の強化を実施します。また、イオンリテール株式会社においては、地域(カンパニー)の商品機能やマーケティング機能を抜本的に強化し、地域単位で経営判断ができる新たな体制を構築します。

当社においては、「GMS改革」「SM改革」「アジアシフト」「デジタルシフト」「商品改革」の5つをグループ横断的な重要課題として位置付け、課題解決にあたる執行役を配置しました。これにより、明確な責任体制のもと、グループ一丸となった取り組みを推進します。

③ ダイバーシティの強化

多様な人材の活躍を企業成長の原動力とすることを目的に、2013年7月にグループCEO直轄組織「ダイバーシティ推進室」を設置しました。2015年度は、事業所内保育所数の拡大、教育プログラムの充実などに取り組みます。日本一女性が働きたい会社を目指し、2020年度に女性管理職比率50%の達成を目標に、ダイバーシティ・マネジメントを推進します。

3. 企業集団および当社の概況（2015年2月28日現在）

⑴ 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、当社（純粋持株会社）のもと、284社の連結子会社、31社の持分法適用関連会社により構成され、GMS事業を核とした小売事業を中心として、総合金融、ディベロッパー、サービス等の各事業を複合的に展開しています。

⑵ 企業集団の店舗数

① 本社

千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1

② 業態別店舗数

業　態	店舗数	業　態	店舗数	業　態	店舗数
総合スーパー	618	ホームセンター	121	その他物販	889
スーパーマーケット	2,030	デパートメントストア	1	金融	698
スーパーセンター	29	コンビニエンスストア	4,683	サービス	1,640
ディスカウントストア	381	専門店	3,932	総合計	15,022

⑶ 企業集団の資金調達および設備投資の状況

企業集団の設備投資は、底堅い成長を続けるディベロッパー事業に加え、成長領域であるアジアや投資効率の高い国内小売事業の既存店舗改装を中心に実施しました。これら新規開設店舗および店舗リニューアル等の設備投資総額は4,510億円であり、これらの資金は、自己資金および借入金により充当しました。

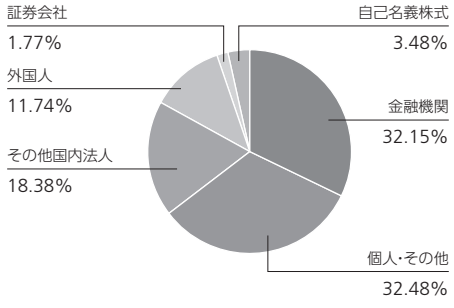
(4) 当社の株式に関する事項

① 発行可能株式総数　2,400,000,000株
② 発行済株式の総数(自己株式を含む)　871,924,572株
③ 単元株式数　100株
④ 当期末株主数　636,569名
⑤ 大株主(上位10名)

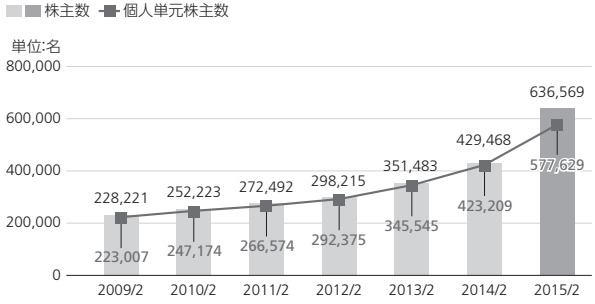
株主名	持株数	持株比率
	千株	%
三菱商事株式会社	40,422	4.80
株式会社みずほ銀行	33,292	3.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	31,049	3.69
公益財団法人イオン環境財団	21,482	2.55
公益財団法人岡田文化財団	20,520	2.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	18,908	2.25
農林中央金庫	18,133	2.16
イオン社員持株会	14,987	1.78
イオン共栄会(野村證券口)	11,908	1.42
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	9,777	1.16

(注1)持株比率は自己株式(30,314,053株)を控除して計算しています。
(注2)日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)および日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式は、証券投資信託等の信託を受けている株式です。

所有者別株式保有状況



株主数および個人単元株主数の推移



⑸ 当社の新株予約権等に関する事項

① 事業年度末日における当社取締役および執行役が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名　称 (発行日)	行使期間	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数	発行価額	行使価額
第1回新株予約権 (2007年4月21日)	2007年5月21日～ 2022年5月20日	137個	13,700株	4名	無償	1株当たり 1円
第3回新株予約権 (2008年4月22日)	2008年5月21日～ 2023年5月20日	137個	13,700株	4名	1株当たり 1,162円	1株当たり 1円
第4回新株予約権 (2008年11月20日)	2008年11月21日～ 2023年11月20日	48個	4,800株	5名	1株当たり 710円	1株当たり 1円
第5回新株予約権 (2009年5月20日)	2009年5月21日～ 2024年5月20日	6個	600株	1名	1株当たり 764円	1株当たり 1円
第8回新株予約権 (2010年6月21日)	2010年7月21日～ 2025年7月20日	260個	26,000株	7名	1株当たり 885円	1株当たり 1円
第9回新株予約権 (2011年6月21日)	2011年7月21日～ 2026年7月20日	284個	28,400株	7名	1株当たり 805円	1株当たり 1円
第10回新株予約権 (2012年6月21日)	2012年7月21日～ 2027年7月20日	374個	37,400株	9名	1株当たり 817円	1株当たり 1円
第11回新株予約権 (2013年6月21日)	2013年7月21日～ 2028年7月20日	380個	38,000株	10名	1株当たり 1,097円	1株当たり 1円
第12回新株予約権 (2014年6月21日)	2014年7月21日～ 2029年7月20日	178個	17,800株	9名	1株当たり 1,064円	1株当たり 1円

新株予約権の行使の条件(各回共通)

・新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても当社の執行役(グループ会社の役員等に就任する場合であって、当社の執行役に準ずる者と報酬委員会で判断した者を含む。)の地位にあることを要する。ただし、当社の執行役等を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。

・新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

② 事業年度中に当社使用人および子会社役員に職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

イ. 当社使用人（当社役員在任中の職務執行の対価として交付されています）

名　称 （発行日）	行使期間	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数	発行価額	行使価額
第12回新株予約権 （2014年6月21日）	2014年7月21日～ 2029年7月20日	38個	3,800株	2名	1株当たり 1,064円	1株当たり 1円

新株予約権の行使の条件（①と同様）

ロ. 当社子会社役員

名　称 （発行日）	行使期間	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数	発行価額	行使価額
第12回新株予約権 （2014年6月21日）	2014年7月21日～ 2029年7月20日	154個	15,400株	12名	1株当たり 1,064円	1株当たり 1円

新株予約権の行使の条件（①と同様）

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

2006年10月4日付の代表執行役社長の決定に基づき発行した新株予約権の当期末現在の状況は、次のとおりです。

名　称 （発行日）	行使期間	新株予約権の数	目的となる株式の数	割当先	発行価額	行使価額
第2回新株予約権 （2006年10月20日）	2006年10月23日～ 2016年10月22日 （注1）	918個	（注2）	みずほ証券 株式会社	315,000円	1株当たり 3,196円 （注3）

（注1）2006年10月23日から10年間とする。ただし、年2回の一定の行使特約期間（毎年6月第2月曜日および12月第2月曜日からそれぞれ始まる10取引日の期間）に限り行使するものとする。

（注2）新株予約権1個の行使により交付する株式数は、金10,000,000円を行使価額で除した数とし、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた数とする。

（注3）行使価額は当初1株当たり3,196円とする。ただし、各行使の効力発生日の前日までの3連続営業日の毎日の売買高加重平均価格の平均値の97.5%に修正される。

⑹ 当社の会社役員に関する事項

① 取締役

氏名	担当	重要な兼職の状況
横尾　博	取締役会議長	
岡田元也	指名委員　報酬委員	
森　美樹		
豊島正明		
生田正治	監査委員会議長　指名委員	ソースネクスト株式会社社外取締役 名古屋港埠頭株式会社代表取締役社長
末吉竹二郎	指名委員会議長　報酬委員	公益財団法人自然エネルギー財団代表理事副理事長 一般社団法人グリーンファイナンス推進機構代表理事 株式会社鹿児島銀行社外監査役 株式会社エフピコ社外取締役
但木敬一	監査委員　報酬委員	弁護士 株式会社大和証券グループ本社社外取締役 日本生命保険相互会社社外監査役 株式会社フジタ社外監査役
佐藤　謙	報酬委員会議長　監査委員	公益財団法人世界平和研究所理事長 日本テレビホールディングス株式会社取締役 日本テレビ放送網株式会社取締役
内永ゆか子	監査委員　指名委員	特定非営利活動法人ジャパン・ウィメンズ・イノベイティブ・ネットワーク理事長 HOYA株式会社社外取締役 DIC株式会社社外取締役 一般社団法人ジャパンダイバーシティネットワーク代表理事

② 執行役

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表執行役社長	岡田元也	グループCEO
代表執行役副社長	森美樹	グループCOO
執行役	岡崎双一	GMS改革担当 イオンリテール株式会社代表取締役社長
執行役	若生信弥	財務担当 兼 国際事業担当
執行役	豊島正明	事業開発担当
執行役	村井正平	SM改革担当 株式会社ダイエー取締役会長
執行役	ジェリー・ブラック	デジタル事業担当
執行役	山梨広一	経営企画担当 電子マネー事業責任者
執行役	柴田英二	商品担当
執行役	堤唯見	管理担当
執行役	山下昭典	イオンフィナンシャルサービス株式会社代表取締役社長
執行役	大池学	まいばすけっと株式会社代表取締役社長
執行役	尾山長久	ベトナム代表
執行役	辻晴芳	イオンリテール株式会社取締役専務執行役員
執行役	神谷和秀	株式会社ジーフット代表取締役社長
執行役	ジェンク グロル	デジタル事業推進リーダー
執行役	石塚幸男	イオンリテール株式会社取締役専務執行役員
執行役	濵田和成	イオンリテール株式会社取締役専務執行役員
執行役	小玉毅	イオンペット株式会社顧問(注3)
執行役	宮下雄二	株式会社CFSコーポレーション代表取締役社長
執行役	羽生有希	永旺(中国)投資有限公司(イオングループ中国本社)董事長・総裁

(注1)岡田元也、森　美樹、豊島正明の各氏は取締役と執行役を兼務しています。
(注2)取締役生田正治、末吉竹二郎、但木敬一、佐藤　謙、内永ゆか子の各氏は、会社法に規定する社外取締役です。なお、当社は、社外取締役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ています。
(注3)小玉　毅氏は、2015年3月1日付でイオンペット株式会社の代表取締役社長に就任いたしました。

(注4) 当期中の異動

・2014年3月 1日　専務執行役村井正平氏、執行役縣　厚伸、大島　学の両氏はそれぞれ辞任により退任しました。
・2014年3月 1日　大池　学、柴田英二、ジェングログロル、石塚幸男、濵田和成、堤　唯見、小玉　毅、宮下雄二、羽生有希の各氏は、新たに執行役に選任され、就任しました。
・2014年4月10日　山梨広一氏は新たに執行役に選任され、就任しました。
・2014年4月10日　執行役平林秀博氏を、解任しました。
・2014年5月 1日　若生信弥氏は新たに執行役に選任され、就任しました。
・2014年5月28日　取締役林　直樹氏は、任期満了により退任しました。
専務執行役横尾　博、村上教行、内山一美の各氏、執行役原口恒和氏は、それぞれ任期満了により退任しました。
横尾　博氏は新たに取締役に選任され、就任しました。
・2015年2月 1日　村井正平氏は新たに執行役に選任され、就任しました。

③　社外取締役に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

・社外取締役の重要な兼職先は、39頁に記載のとおりです。
・但木敬一氏が社外取締役を兼職する株式会社大和証券グループ本社の子会社である大和証券株式会社は、当社の幹事証券会社ですが、それ以外の特別な関係はありません。
・内永ゆか子氏が理事長を兼職する特定非営利活動法人ジャパン・ウィメンズ・イノベイティブ・ネットワークの会員企業に当社は登録していますが、当社からの会費その他の支払額は販売費および一般管理費の0.1%未満かつ1,000万円未満であります。
・その他の社外取締役の兼職先とは、特別な関係はありません。

ロ. 取締役会および各委員会への出席状況（出席回数／開催回数）

	取締役会	監査委員会	指名委員会	報酬委員会
生　田　正　治　氏	7／7	8／8	2／2	−
末　吉　竹二郎　氏	7／7	−	2／2	3／3
但　木　敬　一　氏	7／7	8／8	1／1	2／2
佐　藤　　謙　氏	7／7	8／8	−	3／3
内　永　ゆか子　氏	7／7	8／8	1／1	1／1

(注1) 但木敬一氏の指名委員会の出席状況は2014年5月28日までの出席状況であり、報酬委員会への出席状況は2014年5月28日の報酬委員就任以降の出席状況です。
(注2) 内永ゆか子氏の報酬委員会の出席状況は2014年5月28日までの出席状況であり、指名委員会への出席状況は2014年5月28日の指名委員就任以降の出席状況です。

ハ. 当該事業年度における主な活動の状況

・報酬委員会議長の佐藤　謙氏は、豊富なキャリアと専門的知識等に基づき危機管理等の他、経営の透明性と客観性向上について積極的に発言を行っています。

・監査委員会議長の生田正治氏は、豊富な経営者経験および幅広い見識等に基づき、コーポレート・ガバナンス等の向上について積極的に発言を行っています。

・指名委員会議長の末吉竹二郎氏は、国際的な環境問題、企業の社会的責任に関する見識と豊富な経験に基づき環境保全・社会貢献に対する企業の役割等について積極的に発言を行っています。

・但木敬一氏は、法律・コンプライアンスに関する豊かな経験と見識に基づき、コンプライアンス経営の推進等について積極的に発言を行っています。

・内永ゆか子氏は、IT企業での幅広い経験や専門性に加え、ダイバーシティ（多様性）に対し深い造詣を有しており、健全かつ効率的な経営の推進等について積極的に発言を行っています。

ニ. 責任限定契約の概要

・当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役の各氏と、会社法第423条第1項の責任につき、社外取締役の各氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対して賠償すべき額は、金1,500万円または法令の定める額のいずれか高い金額を限度とし、この限度を超える社外取締役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しています。

④　当社の取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

イ. 取締役および執行役の個人別の報酬等は、経営戦略遂行を強く動機づけるとともに業績と連動するもので、公正、透明性に配慮したものとする。

ロ. 個人別の報酬等は、基本報酬、執行役業績報酬および株式報酬型ストックオプションで構成する。

ⅰ　基本報酬は、取締役および執行役に対し月額払いで支給され、執行役の基本報酬は役別に定める基準金額内で役割に応じ各人別に設定される。

ⅱ　執行役業績報酬は、執行役に対し年間業績に基づき年度終了後に支給され、全社業績報酬と個人別業績報酬の合計額とする。ただし、代表執行役は全社業績報酬のみとする。

・全社業績報酬は、基準金額に対して会社業績の達成率に基づく係数により算出される。

・個人別業績報酬は、基準金額に対して個人別評価に基づく係数により算出される。

ⅲ　株式報酬型ストックオプションは、執行役に対し年間業績に基づき年度終了後に新株予約権として付与する。

ハ. 執行役を兼務する取締役には、取締役としての報酬は支給しない。

⑤ 当社の取締役および執行役の報酬等の総額

取締役の報酬額

	報酬委員会決議に基づく基本報酬	うち、社外取締役
支給人員	7名	5名
支給額	121百万円	75百万円

当期末現在の執行役に対する報酬額

当期の執行役業績報酬は、「当社の取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」ロの ii に基づき、連結業績に鑑み、全社業績報酬は支給しないこととしました。個人別業績報酬は、個人別評価に基づき支給します。また、株式報酬型ストックオプションによる報酬は、同方針ロの iii に基づき、規定数の50%とすることとしています。

地　位	人　数	報酬委員会決議に基づく基本報酬	報酬委員会決議に基づく業績報酬	株式報酬型ストックオプションによる報酬	合　計
代表執行役社長	1名	36百万円	－	4百万円	40百万円
その他の執行役	16名	433百万円	13百万円	32百万円	479百万円
合　計	17名	469百万円	13百万円	36百万円	519百万円

(注1) 執行役業績報酬は、第90期の業績に基づき2015年4月9日開催の報酬委員会で決定し、2015年5月に支給予定です。

(注2) 株式報酬型ストックオプションは、第90期の業績に基づき、2015年5月27日開催の報酬委員会および取締役会で決定し、2015年6月21日に割り当てることとしています。新株予約権の総個数は288個、目的である株式数は28,800株であり、支給額は、2015年2月末日の当社株式の東京証券取引所における終値に基づき算定しています。

(注3) 上記の他、期中退任の7名の執行役に対し、当期中に基本報酬26百万円を支給しています。

(注4) 業務の執行を兼任する取締役には、取締役としての報酬は支給していません。

⑺ 当社の会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

なお、海外の連結子会社の計算書類の監査は、他の監査法人が行っています。

② 報酬等の額

i　当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	113百万円
ii　当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	2,036百万円

(注1) 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分していませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

(注2) 当社および当社の子会社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、財務諸表に係る内部統制に関する助言・指導業務等の対価を支払っています。

(注3) 当社の重要な子会社のうちAEON CREDIT SERVICE (ASIA) CO.,LTD.ほか6社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法等の法令に違反・抵触し、または、会計監査人への信頼を失わせる重大事由が発生したと認められる場合。

(8) 企業集団の使用人の状況

事業の種類別セグメントの名称	使用人数(名)（注1）	その他使用人数(名)（注2）
GMS事業	29,141	112,001
SM・DS・小型店事業	21,770	81,735
総合金融事業	15,170	7,713
ディベロッパー事業	2,337	1,544
サービス・専門店事業	18,848	26,255
アセアン事業	17,599	984
中国事業	12,972	2,262
その他事業	6,207	12,737
純粋持株会社等	2,396	1,821
合計	126,440	247,052

(注1)使用人数は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
(注2)その他使用人数は、パートタイマーの期中平均人員(ただし、1日勤務時間8時間換算による)です。

⑼ 当社の主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほ銀行	37,458
農林中央金庫	23,900
株式会社三井住友銀行	23,400
三井住友信託銀行株式会社	18,500
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	10,000
みずほ信託銀行株式会社	9,000
株式会社千葉銀行	9,000

⑽ 企業結合の状況

重要な子会社

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(GMS事業)		%	
株式会社ダイエー	56,517百万円	100.00	総合小売業
イオンリテール株式会社	48,970百万円	100.00	総合小売業
イオン北海道株式会社	6,100百万円	85.57	総合小売業
イオン九州株式会社	3,144百万円	74.02	総合小売業
株式会社サンデー	3,241百万円	77.02	ホームセンター
(SM･DS･小型店事業)			
株式会社マルエツ	37,549百万円	70.31	スーパーマーケット
マックスバリュ中部株式会社	3,950百万円	66.77	スーパーマーケット
マックスバリュ東北株式会社	3,685百万円	71.70	スーパーマーケット
マックスバリュ東海株式会社	2,267百万円	70.08	スーパーマーケット
マックスバリュ西日本株式会社	1,673百万円	63.72	スーパーマーケット
マックスバリュ九州株式会社	1,589百万円	78.81	スーパーマーケット
マックスバリュ北海道株式会社	1,176百万円	64.71	スーパーマーケット
ミニストップ株式会社	7,491百万円	53.96	コンビニエンスストア

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(総合金融事業)		%	
イオンフィナンシャルサービス株式会社	30,421百万円	46.92	銀行持株会社
AEON CREDIT SERVICE(ASIA)CO.,LTD.	269百万香港ドル	67.00	金融サービス業
AEON CREDIT SERVICE(M) BERHAD	109百万マレーシアドル	61.85	金融サービス業
AEON THANA SINSAP(THAILAND)PLC.	250百万タイバーツ	63.12	金融サービス業
株式会社イオン銀行	51,250百万円	100.00	銀行業
(ディベロッパー事業)			
イオンモール株式会社	42,207百万円	50.18	ディベロッパー事業
(サービス・専門店事業)			
株式会社コックス	4,503百万円	71.69	カジュアルファッション専門店
株式会社ジーフット	3,326百万円	74.86	靴専門店
イオンディライト株式会社	3,238百万円	63.54	総合ファシリティマネジメントサービス業
株式会社イオンファンタジー	1,747百万円	66.75	アミューズメント業
株式会社ツヴァイ	451百万円	69.16	結婚情報サービス業
(アセアン事業)			
AEON CO.(M) BHD.	702百万マレーシアドル	51.00	総合小売業
(中国事業)			
AEON STORES(HONG KONG)CO.,LTD.	115百万香港ドル	71.64	総合小売業
(ドラッグ・ファーマシー事業)			
ウエルシアホールディングス株式会社	7,736百万円	50.31	ドラッグ事業
株式会社CFSコーポレーション	7,094百万円	50.07	ドラッグ事業

(注)議決権比率には、間接所有も含まれています。

4. 会社の体制および方針

(1) 当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みおよびその実施状況

当社は「委員会設置会社」を経営統治形態として採用しています。経営の監督と執行の機能を各々取締役と執行役に明確に分離し、中長期目標の達成に向けて執行役に大幅な権限委譲を図ることで、迅速な経営の意思決定を実現する一方、その透明性と客観性を担保するために取締役による監督機能を強化し、透明性の向上を実現することで、株主利益の向上に努めています。

また、純粋持株会社への移行により、①グループの新たな成長モデルの構築、②事業構造の再構築、③「集中と分権」のさらなる強化を進め、グループ全体の企業価値向上を追求してまいります。

① グループマネジメント

ⅰ. イオンのグループマネジメントは、不変の理念である「お客さま第一」を全事業が実践し、お客さまへの提供価値の最大化のため、お客さまとの距離を最短化する強い事業会社と、あらゆる変化に俊敏に対応することができる純粋持株会社との調和を図ることが、グループの永続的発展の礎と考えています。

ⅱ. 純粋持株会社はグループガバナンスの確立、グループ一体感を担保するための運営に集中し、「強い現場」を実現させるため、企業価値向上に向けたグループ全体戦略の立案、経営資源の最適配分、経営理念等の基本原則の浸透、グループシナジーの追求等の役割を担います。

ⅲ. 事業会社は「お客さま第一」「地域密着」「現場主義」の徹底のため、自律的かつ迅速に経営を執行する体制を強化してまいります。

② 取締役会および委員会の実施状況

	開催状況	主な役割
取締役会	年7回	・取締役および執行役の職務執行の監督 ・会社法第416条に定められる取締役会で決定しなければならない事項および執行役に委任することができない事項の決定
監査委員会	年8回	・取締役および執行役の職務執行の監査 ・株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・再任しないことに関する議案内容の決定
指名委員会	年2回	・株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案内容の決定
報酬委員会	年3回	・取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の内容の決定

⑵ **監査委員会の職務の遂行のために必要な事項ならびに執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務の適正を確保するために必要な体制に関する取締役会の決議の概要**

① 監査体制関連事項

・内部監査部門は監査委員会の職務の補助を行い、内部監査部門の異動については、監査委員会の同意を必要とする。

・グループ全体を対象とした内部監査・内部統制の状況、およびグループの全従業員を対象とした内部通報制度への通報内容は、定期的に監査委員会に報告される。

・内部監査部門は、重要な会議に出席するほか、執行役等からその職務執行状況の報告を聴取し、監査委員会に報告する。

② 情報保存管理体制

・各会議議事録は事務局によって作成・保管され、決裁書は立案者によって保存・管理される。

③ リスク管理体制

・リスクマネジメント管掌(リスクマネジメント委員会を招集)を設置し、イオン・マネジメントコミッティ(最高経営会議)のもとにリスクマネジメント体制を構築するとともに、その運用状況を内部監査部門が監視する。

・取引を含め、反社会的勢力を排除すべく、社内規定の整備や捜査機関等との緊密な連携を通じ、組織として対応する。

・財務報告に係る内部統制構築(いわゆる「J－SOX法」への対応)に関し、グループ会社を含め取り組む。

④ 効率的職務執行体制

・職務責任権限規程により、各職位の職務および権限を定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図るとともに、協議先部門を定めて牽制機能を果たす。

⑤ コンプライアンス体制

・イオン行動規範を制定し、グループ全従業員に徹底するとともに、コンプライアンス指導を定期的に実施し、最新の法改正に対応したコンプライアンス体制を構築する。

⑥ グループ会社管理体制

・グループ会社に対して、事業別・機能別エグゼクティブコミッティ等において経営計画を審議するとともに、グループ本社として本社各部門が業務指導を行い、各社の経営の自主性・独自性を保持しつつ、一体的なグループ経営を進める。

⑶ 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容およびその実現に資する取り組みの概要

イオンは、お客さまへの貢献を永遠の使命とし最もお客さま志向に徹する企業集団であり、小売業と関連産業を通してお客さまのより豊かな生活に貢献すべく、事業を展開してまいりました。お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献するという不変の理念を堅持し、お客さま満足の実践と継続的な企業価値の向上に努めてきており、この理念が企業価値の根幹をなしています。また、イオンの企業価値は、継続的かつ長期的な企業成長や同士・朋友との協力・提携に加え、雇用の確保、生活文化の向上や環境保全・社会貢献など様々な価値を包含し形成されているものです。

これらの正しい商売の実践と社会的責任を全うするためには、長期的視野でイオンの理念を具現化していくことが必要であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、上記の企業価値を維持、発展させていく者でなければならないと考えています。

② 不適切な支配の防止のための取り組みの概要

当社株式は、金融商品取引所（証券取引所）に上場され自由な売買が可能ですが、万一短期的な利益を追求するグループ等による買収が開始されて不公正な買収提案がなされると、株主の皆さまに結果として不利益を与えるおそれもあります。買収提案を受け入れるか否かは株主の皆さまの判断によるべきものですが、買収提案のあった際に、株主の皆さまが、十分かつ正確な情報と十分な時間のもとにご判断いただけるように十分な資料提供をするように所定の手順をふむことを求めるとともに、明らかに株主一般の利益を害すると判断される買収行為には対策を講じることができるように、「当社株式の大量取得行為に関わる対応方針（買収防衛策）更新の件」を2012年5月17日開催の第87期定時株主総会に付議し、株主の皆さまのご承認をいただきました。

これは「事前警告型」買収防衛策であり、当社議決権の20％以上の株式取得を行おうとする者に対しては、大量株式取得者らの概要、取得対価の算定根拠、買取方法、買収資金源、買収後の経営方針等につき当社への十分な情報提供を行うことなどの買収ルールの遵守を要請します。

当社取締役会は、大量株式取得者が登場し次第、その事実を開示するとともに、外部の専門家1名以上と社外取締役から成る独立委員会を設置し、提供された情報（追加提供を求める場合にも意向表明書受領日から60日以内の日を最終回答期限とします）をもとに、同委員会に意見を求め、その意見を最大限尊重した上で、所定の評価期間（60日間または90日間）内に、当該買収提案に対する評価結果等を発表します。この取締役会および独立委員会においては、判断の客観性をさらに高めるため、適宜他の専門家にも意見を求めることができます。また、上記ルールが守られない場合や、株式の高値買戻要求や高値売抜けが目的であると推測されるなど、株主の皆さまの利益が害されることが明らかである場合には、所定

の評価期間の経過を待たずに、当社取締役会が新株発行、新株予約権発行などの対抗策をとり得ることとします。なお、大量株式取得者の権利行使が制限される行使条件差別型新株予約権を発行するときは、株主の皆さまにわずらわしい手続をしていただかなくてもいいように、会社による取得条項付とさせていただきます。また、対抗措置の内容・採否は、取締役としての善管注意義務に従い、原則として取締役会が決定・実施していきますが、例外的には、その内容・効果等に鑑みて株主の皆さまのご判断を仰ぐべきであるとして、当社株主総会にその採否をご決議いただくことがあります。

株主の皆さまには、手続の各段階において、適時に十分に情報開示し、ご判断に供していただけるようにしていきます。

なお、この買収防衛策の有効期間は2015年5月27日に開催予定の第90期定時株主総会の終結時までです。

③　上記②の取り組みについての基本方針等との整合性に係る取締役会の判断

大量株式取得者に要請する各種資料は、大量株式取得者らの概要だけでなく、資金面の背景および資金スキーム、株式取得方法の適法性に関する事項、買収後の経営計画等であり、これらの資料開示を通じて、イオンの理念（上記基本方針）に対する大量株式取得者の具体的な態度が明示されることになるとともに、何よりも、株主の皆さまの判断材料が充実したものになります。

従って、当社取締役会は、上記対応方針は、上記基本方針および当社の株主の共同の利益に沿うものであり、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

⑷　剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の株主還元政策は、中長期的な成長による企業価値向上と利益還元のバランスの最適化を図ることを重点施策と位置付け、株主の皆さまからお預かりした資本に対していかに報いるかという視点に立ち、連結業績を勘案した配当政策を行ってまいります。

1株当たり年間配当金につきましては、前年以上を維持しつつ、連結配当性向30％を目標として定め、さらなる利益成長ならびに株主還元に努めていきます。

また、当社は株主の皆さまの利益還元の機会を充実させる目的で、剰余金の配当を年2回実施することとし、会社法第459条の規定に基づき取締役会の決議によって剰余金の期末配当を行うことができる旨を定めています。

【当期の剰余金の配当について】

当期の剰余金の期末配当は、2015年4月9日開催の取締役会決議により、1株当たり普通配当13円、上場40周年の記念配当1円の合計14円とさせていただきました。これにより、中間配当14円（普通配当13円、記念配当1円）と合わせた当期の年間配当金は1株当たり2円増配の28円となります。なお、期末配当金の支払開始日（効力発生日）は2015年4月30日（木曜日）とさせていただきました。

（注1）本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てています。
（注2）売上高等の記載金額には、消費税等は含まれていません。

連結計算書類

連結貸借対照表(2015年2月28日現在)

(単位:百万円未満切捨)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	4,217,621
現金及び預金	811,176
受取手形及び売掛金	1,054,676
有価証券	194,220
たな卸資産	557,331
繰延税金資産	45,070
営業貸付金	319,995
銀行業における貸出金	1,027,659
その他	256,430
貸倒引当金	△48,938
固定資産	3,642,181
(有形固定資産)	(2,467,229)
建物及び構築物	1,371,993
工具、器具及び備品	192,256
土地	763,257
リース資産	43,335
建設仮勘定	88,896
その他	7,489
(無形固定資産)	(301,979)
のれん	191,035
ソフトウェア	61,752
リース資産	9,258
その他	39,933
(投資その他の資産)	(872,972)
投資有価証券	211,579
退職給付に係る資産	43,183
繰延税金資産	77,933
差入保証金	418,090
店舗賃借仮勘定	6,198
その他	143,051
貸倒引当金	△27,064
資産合計	7,859,803

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	4,288,130
支払手形及び買掛金	946,674
銀行業における預金	1,936,605
短期借入金	232,167
1年内返済予定の長期借入金	225,367
1年内償還予定の社債	42,448
コマーシャル・ペーパー	63,000
リース債務	10,420
未払法人税等	42,809
賞与引当金	18,525
店舗閉鎖損失引当金	4,267
ポイント引当金	24,278
設備関係支払手形	102,273
その他	639,293
固定負債	1,741,691
社債	294,978
新株予約権付社債	90
長期借入金	917,819
リース債務	43,785
繰延税金負債	39,452
役員退職慰労引当金	1,320
店舗閉鎖損失引当金	6,891
偶発損失引当金	452
利息返還損失引当金	4,844
商品券回収損失引当金	4,763
退職給付に係る負債	51,081
資産除去債務	70,510
長期預り保証金	261,080
その他	44,620
負債合計	6,029,822
(純資産の部)	
株主資本	1,101,792
資本金	220,007
資本剰余金	316,894
利益剰余金	609,125
自己株式	△44,235
その他の包括利益累計額	104,513
その他有価証券評価差額金	49,573
繰延ヘッジ損益	△3,144
為替換算調整勘定	37,587
退職給付に係る調整累計額	20,497
新株予約権	1,910
少数株主持分	621,763
純資産合計	1,829,980
負債純資産合計	7,859,803

連結損益計算書(2014年3月1日から2015年2月28日まで)

(単位:百万円未満切捨)

科目	金額	
売上高		6,202,210
総合金融事業における営業収益		294,387
その他の営業収益		581,978
営業収益合計		7,078,577
売上原価		4,525,231
総合金融事業における営業原価		27,198
営業原価合計		4,552,430
売上総利益		1,676,978
営業総利益		2,526,146
販売費及び一般管理費		2,384,778
営業利益		141,368
営業外収益		
受取利息	3,577	
受取配当金	2,193	
持分法による投資利益	6,689	
負ののれん償却額	32	
テナント退店違約金受入益	2,328	
貸倒引当金戻入益	2,200	
差入保証金回収益	1,126	
その他	13,584	31,733
営業外費用		
支払利息	13,156	
その他	7,435	20,592
経常利益		152,509
特別利益		
固定資産売却益	4,341	
負ののれん発生益	10,593	
子会社株式売却益	172	
持分変動利益	3,787	
段階取得に係る差益	33,686	
その他	3,679	56,261
特別損失		
固定資産除却損	1,989	
減損損失	46,163	
店舗閉鎖損失	1,213	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	2,105	
固定資産売却損	645	
のれん償却額	9,780	
その他	2,012	63,910
税金等調整前当期純利益		144,860
法人税、住民税及び事業税	73,069	
法人税等調整額	△7,612	65,457
少数株主損益調整前当期純利益		79,403
少数株主利益		37,333
当期純利益		42,069

連結株主資本等変動計算書(2014年3月1日から2015年2月28日まで)

(単位:百万円未満切捨)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2014年3月1日残高	220,007	285,917	589,943	△10,933	1,084,935
連結会計年度中の変動額					
新株の発行		30,977			30,977
剰余金の配当			△22,843		△22,843
当期純利益			42,069		42,069
自己株式の取得				△35,948	△35,948
自己株式の処分			△44	2,646	2,602
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	−	30,977	19,181	△33,302	16,857
2015年2月28日残高	220,007	316,894	609,125	△44,235	1,101,792

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
2014年3月1日残高	23,318	△2,122	13,964	−	35,160	1,670	562,802	1,684,569
連結会計年度中の変動額								
新株の発行								30,977
剰余金の配当								△22,843
当期純利益								42,069
自己株式の取得								△35,948
自己株式の処分								2,602
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	26,254	△1,021	23,622	20,497	69,353	240	58,960	128,553
連結会計年度中の変動額合計	26,254	△1,021	23,622	20,497	69,353	240	58,960	145,411
2015年2月28日残高	49,573	△3,144	37,587	20,497	104,513	1,910	621,763	1,829,980

計算書類

貸借対照表(2015年2月28日現在)

(単位:百万円未満切捨)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	**375,517**
現金及び預金	1,034
前払費用	113
繰延税金資産	436
関係会社短期貸付金	343,110
未収収益	14,202
未収入金	16,200
その他	418
固定資産	**921,486**
(有形固定資産)	**(16,149)**
建物	11,668
構築物	92
工具、器具及び備品	403
土地	3,984
(無形固定資産)	**(824)**
商標権	299
その他	525
(投資その他の資産)	**(904,512)**
投資有価証券	118,753
関係会社株式	709,522
関係会社出資金	68,078
長期前払費用	177
繰延税金資産	12,635
その他	284
貸倒引当金	△167
投資等損失引当金	△4,770
資産合計	**1,297,004**

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	**222,120**
短期借入金	6,458
1年内返済予定の長期借入金	32,700
1年内償還予定の社債	20,000
コマーシャル・ペーパー	43,000
未払金	7,006
未払費用	2,479
未払法人税等	1,387
未払消費税等	954
預り金	107,621
賞与引当金	109
その他	403
固定負債	**410,590**
社債	136,500
長期借入金	232,600
投資等損失引当金	39,009
その他	2,480
負債合計	**632,711**
(純資産の部)	
株主資本	**619,446**
資本金	**220,007**
資本剰余金	**316,894**
資本準備金	316,894
利益剰余金	**126,714**
利益準備金	11,770
その他利益剰余金	114,944
固定資産圧縮積立金	4,491
別途積立金	95,500
繰越利益剰余金	14,953
自己株式	**△44,171**
評価・換算差額等	**44,156**
その他有価証券評価差額金	45,633
繰延ヘッジ損益	△1,476
新株予約権	**689**
純資産合計	**664,292**
負債純資産合計	**1,297,004**

損益計算書(2014年3月1日から2015年2月28日まで)

(単位:百万円未満切捨)

科目	金額	
営業収益		
関係会社受取配当金	56,010	
関係会社受入手数料	23,883	
その他	1,316	81,209
営業総利益		**81,209**
販売費及び一般管理費		**17,407**
営業利益		**63,802**
営業外収益		
受取利息及び配当金	8,006	
その他	1,187	9,193
営業外費用		
支払利息	5,856	
投資等損失引当金繰入額	8,292	
その他	1,033	15,183
経常利益		**57,812**
特別利益		
関係会社有償減資払戻益	7,076	
関係会社株式売却益	281	
その他	5	7,363
特別損失		
投資等損失引当金繰入額	16,119	
関係会社株式評価損	10,210	
その他	1,722	28,052
税引前当期純利益		**37,122**
法人税、住民税及び事業税	6,264	
法人税等調整額	4,391	10,656
当期純利益		**26,466**

株主資本等変動計算書(2014年3月1日から2015年2月28日まで)

(単位:百万円未満切捨)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金(注)	利益剰余金合計		
2014年3月1日残高	220,007	285,917	285,917	11,770	111,366	123,136	△10,868	618,192
事業年度中の変動額								
新株の発行		30,977	30,977					30,977
剰余金の配当					△22,843	△22,843		△22,843
自己株式の取得							△35,948	△35,948
自己株式の処分					△44	△44	2,646	2,602
当期純利益					26,466	26,466		26,466
固定資産圧縮積立金の取崩					−	−		−
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	−	30,977	30,977	−	3,578	3,578	△33,302	1,253
2015年2月28日残高	220,007	316,894	316,894	11,770	114,944	126,714	△44,171	619,446

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
2014年3月1日残高	21,228	△816	20,412	724	639,329
事業年度中の変動額					
新株の発行					30,977
剰余金の配当					△22,843
自己株式の取得					△35,948
自己株式の処分					2,602
当期純利益					26,466
固定資産圧縮積立金の取崩					−
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	24,405	△660	23,744	△34	23,709
事業年度中の変動額合計	24,405	△660	23,744	△34	24,963
2015年2月28日残高	45,633	△1,476	44,156	689	664,292

(注)その他利益剰余金の内訳

(単位:百万円未満切捨)

項目	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
2014年3月1日残高	4,587	95,500	11,278	111,366
事業年度中の変動額				
新株の発行				
剰余金の配当			△22,843	△22,843
自己株式の取得				
自己株式の処分			△44	△44
当期純利益			26,466	26,466
固定資産圧縮積立金の取崩	△96		96	−
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	△96	−	3,674	3,578
2015年2月28日残高	4,491	95,500	14,953	114,944

監査報告

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

2015年4月8日

イオン株式会社

取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市川育義 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大森　茂 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東川裕樹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イオン株式会社の2014年3月1日から2015年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イオン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査委員会の連結計算書類に係る監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、2014年3月1日から2015年2月28日までの第90期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、その定めた監査の方針等に従い、連結計算書類について、執行役等及び会計監査人から報告を受け、必要に応じて説明を求めるほか、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、当会社の内部監査部門に指示し、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関しては、会計監査人より監査に関する品質管理基準（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2015年4月9日

イオン株式会社　監査委員会

監査委員	生田正治 ㊞
監査委員	但木敬一 ㊞
監査委員	佐藤　謙 ㊞
監査委員	内永ゆか子 ㊞

（注）監査委員全員は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2015年4月8日

イ オ ン 株 式 会 社

取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市 川 育 義 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 森 茂 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東 川 裕 樹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イオン株式会社の2014年3月1日から2015年2月28日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査委員会は、2014年3月1日から2015年2月28日までの第90期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について監視及び検証し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針等に従い、当会社の内部監査部門に指示し、重要な会議への出席、執行役等及び会計監査人からのその職務の執行に関する事項の報告聴取、重要な決裁書類等の閲覧等の方法により、業務及び財産の状況を調査しました。

また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及びロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、必要に応じて事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。

会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関しては、会計監査人より監査に関する品質管理基準（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役及び執行役の職務の執行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2015年4月9日

イオン株式会社　監査委員会

監査委員	生田　正治　㊞
監査委員	但木　敬一　㊞
監査委員	佐藤　　謙　㊞
監査委員	内永　ゆか子　㊞

(注) 監査委員全員は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以　上

メ　モ　欄

メ　モ　欄

■委員会委員就任予定者および執行役候補者

委員会委員就任予定者(2015年5月27日就任予定)

委員会名	氏名　※は委員会議長
監査委員会	※生田　正治　但木　敬一　佐藤　謙　内永　ゆか子
指名委員会	※末吉　竹二郎　生田　正治　内永　ゆか子　岡田　元也
報酬委員会	※佐藤　謙　末吉　竹二郎　但木　敬一　岡田　元也

執行役候補者(2015年5月27日就任予定)

地位	氏名	担当
代表執行役社長	岡田　元也	グループCEO
代表執行役副社長	森　美樹	グループCOO
執行役	岡崎　双一	GMS改革担当
執行役	若生　信弥	財務担当 兼 国際事業担当
執行役	豊島　正明	事業開発担当
執行役	村井　正平	SM改革担当
執行役	ジェリー・ブラック	デジタル事業担当
執行役	山梨　広一	経営企画担当 兼 電子マネー事業責任者
執行役	柴田　英二	商品担当
執行役	堤　唯見	管理担当

■インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットをご利用の株主の皆さまへ

議決権行使の方法および取り扱いについて

1. インターネット等により議決権を行使される場合は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト(http://www.web54.net)をご利用いただくことによってのみ可能です。また、スマートフォン等で、議決権行使ウェブサイトをご利用された場合、パソコン用ウェブサイトに接続されます。同封の議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要となりますのでご注意ください。
2. 上記により議決権行使ウェブサイトにアクセスされますと、株主さまご本人にお決めいただく新しいパスワードが必要となります。
3. インターネット等による議決権の行使は、2015年5月26日(火曜日)午後6時まで受け付けますが、議決権行使結果集計の都合上、できるだけ早めに行使くださいますようお願い申し上げます。
4. インターネット等と書面の両方で議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。同一の日に到着した場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとします。
5. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金)などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主さまのご負担となります。

パスワードの取り扱いについて

1. パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認する手段です。暗証番号と同様に大切に保管願います。パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。
2. 今回ご案内する議決権行使コードおよびパスワードは、本総会に関してのみ有効です。ログイン後、パスワードについては株主さまご本人がお決めになったものに変更していただきます。

携帯電話を用いる場合

次のサービスが受信可能であるとともに、暗号通信が可能なSSL通信機能を搭載した機種であることが必要です。

なお、ご利用に際しては、以下のサービス画面に直接入力、あるいは議決権行使書用紙に表示している下記のQRコードを利用してアクセスしていただきます。(QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標または商標です。)

①ｉモード ②Yahoo!ケータイ ③EZweb

※ｉモードは株式会社NTTドコモ、Yahoo!は米国Yahoo!Inc.、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル株式会社、EZwebはKDDI株式会社の登録商標または商標です。

携帯用QR

インターネット等による議決権の行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合

詳細は、下記の専用ダイヤルにお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル 電話 0120-652-031

(受付時間　9:00～21:00)

機関投資家の皆さまへ

上記のインターネット等による議決権の行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができますのでご案内します。

■株主メモ

決　算　期	2月末日
基　準　日	期末配当、定時株主総会　2月末日 中間配当　8月末日 （そのほか必要がある場合には、あらかじめ公告します）
定時株主総会	5月末日までに開催
公告方法	電子公告 ただし電子公告による公告ができない場合は、 日本経済新聞に掲載して行います。 （アドレス）http://www.aeon.info/ir/
上場証券取引所	東京証券取引所
株主名簿管理人	〒100-8233 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先 （電話照会先）	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 TEL 0120-782-031（フリーダイヤル）

取次事務は、三井住友信託銀行株式会社の本店および全国各支店で行っています。

1 住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

株主さまの口座のある証券会社にお申出ください。なお、証券会社等に口座がないため特別口座にて管理されている株主さまは、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

2 未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

イオンに関する情報はホームページでご覧になれます。

お得なショッピング情報からオンラインショップ、ニュースリリース、グループ企業紹介、環境保全・社会貢献活動までイオンのすべてがわかるホームページです。IR情報や株主優待制度については、「株主・投資家の皆さま」にてご確認いただけます。ぜひ、ご利用ください。



http://www.aeon.info/

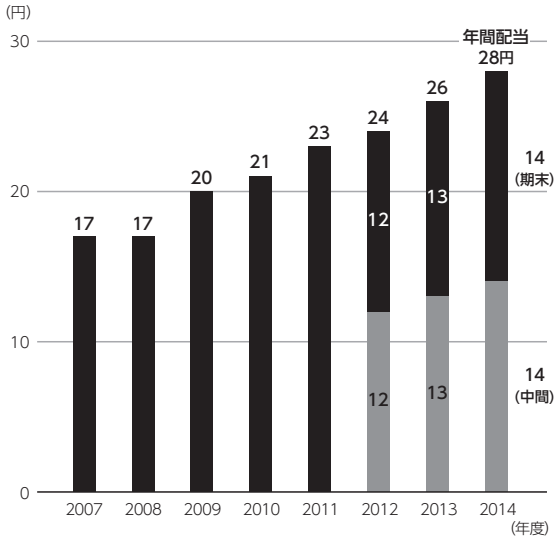
■配当金について

当社は、株主の皆さまへの利益還元の機会を充実させることを目的に、剰余金の配当を2012年度より年2回（中間・期末）実施することとし、取締役会決議により剰余金の配当を行うことができる旨を定めています。

当期の剰余金の期末配当は、2015年4月9日開催の取締役会決議により、1株当たり普通配当13円、上場40周年の記念配当1円の合計14円とさせていただきました。
これにより、中間配当14円（普通配当13円、記念配当1円）と合わせた当期の年間配当金は1株当たり2円増配の28円となります。
なお、期末配当金の支払開始日（効力発生日）は、2015年4月30日（木曜日）とさせていただきました。

※配当金計算書について
配当金支払の際に送付しています「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねています。確定申告を行う際は、その添付資料としてご使用いただくことができますので、確定申告をなされる株主さまは、大切に保管してください。なお、株式数比例配分方式をご選択いただいている方は、税額などの計算は証券会社等で行われますので、確定申告を行う際の添付資料につきましては、お取引きされている証券会社等にご確認ください。

年間配当金の推移（1株当たり）



●配当金に係る軽減税率の廃止に関して

昨年から上場株式等の配当等に係る10％軽減税率（所得税7％、住民税3％）が廃止され、本来の税率である20％（所得税15％、住民税5％）となりました。また、2037年12月31日までの間は、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が施行されており、その所得税額に対して2.1％が復興特別所得税として追加課税されています。

■上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率について

配当等の支払開始日	2037年12月31日まで		2038年1月1日～	
上場株式等の配当等の税率	**20.315％**	【内訳】 所得税（15％）＋※復興特別所得税（0.315％） 住民税（5％）	**20％**	【内訳】 所得税（15％） 住民税（5％）

※15％×復興特別所得税率2.1％＝0.315％
※配当等をお受取りになる方が、法人の場合には住民税は課税されません。
その他詳細に関しましては所轄の税務署等へご確認ください。

■株主優待制度のご案内

AEON OWNER'S CARD（イオン オーナーズカード）

オーナーズカードは、イオン株式会社の株式を100株以上ご所有の株主さまの優待カードです。



特典 1　毎日のお買い物がおトク!
3・4・5・7%のキャッシュバック

オーナーズカードをご提示いただき、現金または「WAON」、各種イオンマークのカードでのクレジット払い、イオン商品券、イオンギフトカードでお支払いいただきますと、対象となるお支払い金額合計に対して持株数に応じた返金率をかけた金額を半期毎にまとめてご返金します。イオンオーナーズカードは、お会計の前にレジにてご提示ください。



※新規登録の株主さまに、株主優待権利確定の約1ヶ月後に、オーナーズカード発行のご案内をお送りしています。
※ご返金引換証は、10月中旬、4月中旬頃の年2回お送りしています。

特典 2　毎月20・30日
お客さま感謝デーの5%割引

イオン、マックスバリュ、イオンスーパーセンター等のお客さま感謝デー実施店舗では、オーナーズカードのご提示とお客さま感謝デー特典適用となる指定のお支払い方法（現金または「WAON」、各種イオンマークのカードでのクレジット払い、イオン商品券、イオンギフトカード）でお支払い時に5%割引になり、対象となるお支払い部分がキャッシュバック特典の対象となります。

▼ キャッシュバック対象会社

イオン、マックスバリュ、イオンスーパーセンターなど下記のグループ会社の直営売場でご利用いただけます。

イオンリテール㈱、㈱ダイエー、イオン九州㈱、イオン琉球㈱、イオン北海道㈱、マックスバリュ北海道㈱、マックスバリュ東北㈱、マックスバリュ南東北㈱、マックスバリュ関東㈱、マックスバリュ長野㈱、マックスバリュ北陸㈱、マックスバリュ東海㈱、マックスバリュ中部㈱、マックスバリュ西日本㈱、マックスバリュ九州㈱、㈱光洋、㈱マルナカ、㈱山陽マルナカ、イオンマーケット㈱、イオンスーパーセンター㈱、イオンビッグ㈱、まいばすけっと㈱、アコレ㈱、㈱ボンベルタ、イオンバイク㈱、イオンリカー㈱、R.O.U㈱

※下記の会社でのご利用は、現金払いのみの特典となります。
㈱コックス、㈱ジーフット、タキヤ㈱、㈱未来屋書店、㈱イオンボディ

2015年4月28日現在

【NEW】長期・大口保有される株主さまへの優待制度について

株主の皆さまの日頃のご支援にお応えするとともに、当社株式への投資魅力を高め、株主さまに中長期的に当社株式を保有いただくこと、ならびに「お客さま株主」として当社グループ店舗をさらにご利用いただくことを目的として、2015年2月期より、現在のイオンオーナーズカード利用によるキャッシュバック制度の株主優待制度に加え、長期・大口保有される株主さまを対象とした新たな優待制度を新設いたしました。

3年以上継続して当社株式を保有され、かつ毎年2月末日時点で1,000株以上保有の株主さまに下記の基準でイオンギフトカードを進呈させていただきます。

2月末日時点 保有株式数	イオンギフトカード金額
1,000～1,999株	2,000円
2,000～2,999株	4,000円
3,000～4,999株	6,000円
5,000株以上	10,000円

2012年2月末日権利確定前より株式を保有し本年2月末日に1,000株以上保有の株主の皆さまより、特典適用されます。

※毎年2月末日時点で3年以上継続保有の方に、5月下旬頃に左記の基準でイオンギフトカードを発送いたします。
※3年以上継続保有の株主さまとは、2月末日および8月末日時点の株主名簿に、同一株主番号で、7回以上連続で記載された株主さまとします。
※導入初年度の2015年2月末日の株主名簿より、条件を満たす株主さまに、特典適用させていただきます。

◎株主優待制度に関するお問い合わせ先
イオン株式会社コーポレート・コミュニケーション部株式グループ
TEL 043−212−6012　http://www.aeon.info/company/yutai/

【NEW】ダイエーの店舗でオーナーズカードがご利用いただけるようになりました。

株式会社ダイエーの**ダイエー、グルメシティ、フーディアムの店舗で、2015年4月13日（月）よりオーナーズカードがご利用いただけるようになりました。**お会計前に、オーナーズカードをご提示いただき、現金または「WAON」、各種イオンマークのカードでのクレジット払い、イオン商品券でお支払いいただきますと特典適用となります。

<ご注意事項>
・OMCカードでのお支払いは特典適用外になります。
・株式会社ダイエーの優待特典付きカードなどと併用してのご利用はできません。
・ビッグ・エー、OPA、ロベリア、ランクレ、ラ・ジョセフ、アシーネ、ディッパーダン、ドムドム、棒二森屋、三春屋、中合、十字屋等の各店舗およびダイエー店舗内にある専門店ではご利用いただけません。
・ダイエーネットスーパーではご利用いただけますが、ダイエーネットショッピングでの特典適用は6月頃、また、セルフレジでの特典適用は8月頃を予定しています。ご了承ください。
・ダイエーでのご返金引金引換証の取り扱いは2015年10月以降を予定しています。

◎株式会社ダイエー店舗でのご優待特典に関するお問い合わせ先
株式会社ダイエー関東総務部　TEL 03−6388−7272

株主総会会場のご案内

【場　所】 千葉市美浜区中瀬2丁目1番地　幕張メッセ　国際展示場5ホール

【ＴＥＬ】 043-296-0001（代表）

【交　通】

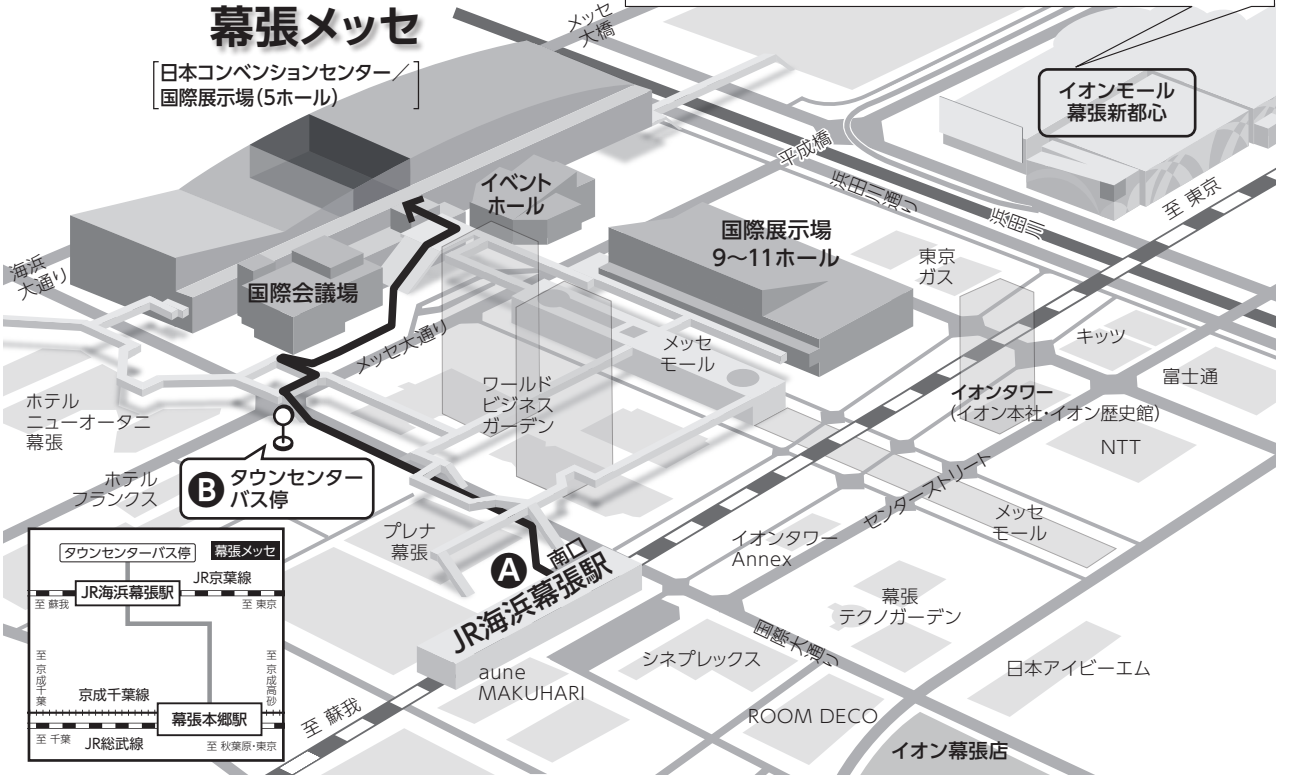
JR京葉線・武蔵野線「海浜幕張駅」より

Ⓐ 「海浜幕張駅」南口下車 徒歩約10分
（海浜幕張駅までは東京駅より約40分、西船橋駅より約20分）

JR総武線・京成千葉線「幕張本郷駅」より

Ⓑ 京成バス:「QVCマリンフィールド」「医療センター」行き
「タウンセンター」バス停下車 徒歩約5分（幕張本郷駅より約17分）

イオンモール幕張新都心（GRAND MALL）より株主総会会場まで徒歩約10分
（イオンモール幕張新都心駐車場は当日は無料にてご利用いただけます。）
※幕張メッセなど近隣の駐車場は、有料となりますので、ご注意ください。



本年より、株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

木を植えています
私たちはイオンです

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080
FSC www.fsc.org

この印刷物は、FSC認証紙を使用し、植物油インキを使って印刷しています。

ユニバーサルデザイン（UD）の考え方に基づき、
より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。